

## 甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成25年9月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（20名）

委員長	有泉庸一郎君	副委員長	山本英俊君
	八代静枝君		小澤重則君
	藤田悟君		松井豊君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		山本今朝雄君
	坂本一之君		長谷部集君
	三浦進吾君		猪股尚彦君
	名取國士君		小浦宗光君
	河野勝彦君		池神哲子君
	保坂芳子君		樋泉明広君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（1名）

内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
福祉健康部長	笹本嘉朝君	建設産業部長	米山徳彦君
上下水道部長	市川孝嗣君	収納課長	小田切聡君
保険課長	安藤佳俊君	市民活動支援課長	勝村秀彦君
環境課長	長田治君	長寿推進課長	三澤宏君

建設課長	奥野 経雄 君	上水道課長	花田 茂美 君
下水道課長	飯沼 覚 君	管理係長	飯沼 秀司 君
徴収係長	二宮 千栄 君	国民健康保険係長	金子 智奈美 君
高齢者医療・年金係長	五味 万里 君	市民生活係長	新津 誠 君
環境保全係長	丸山 英資 君	長寿あんしん係長	土屋 達巳 君
介護保険係長	保坂 江里 君	介護予防推進係長	向山 治子 君
介護認定審査会 上水道総務係長	岸部 俊一 君	建設管理係長	飯沼 源治 君
工務係長	二宮 仁 君	施設管理係長	水川 良一 君
建設管理係長	三井 浩 君	下水道総務係長	山田 洋 君
	長田 茂 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗和	書記	小澤 明
書記	石原 大助	書記	松井 恵美

開会 午前 9時28分

○委員長（有泉庸一郎君） ただいまの出席委員は20名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（有泉庸一郎君） いよいよ最終日になりますが、各特別会計及び水道会計の審査を行います。限られた時間内の審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔にお願いします。また、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思います。また、委員の皆さんも当局も、発言者の意見はよく聞いておいてもらいたいと思います。皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、認定第4号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。ご苦労さまです。

それでは、介護保険特別会計の決算についてご説明させていただきます。

決算書の203ページのほうをお願いいたします。

予算現額は36億6,636万1,000円となります。歳入額は36億9,506万6,480円です。歳出額は35億9,818万3,762円です。実質的な収支額は9,688万2,718円を平成25年度に繰り越すものでございます。

208ページ、209ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明させていただきます。事項別明細書で歳入のご説明をいたします。

1 款保険料、1 項保険料、1 目第 1 号被保険者保険料の調定額は 9 億 5,785 万 7,276 円、収入済額は 8 億 8,088 万 9,776 円、不納欠損額 371 万 3,755 円、収入未済額 7,325 万 3,745 円です。

以降につきましては、収入済額のみ読み上げたいと思います。

1 節現年度分特別徴収保険料 7 億 8,289 万 9,790 円は、特別徴収、年金からの天引きされる方々の保険料で、平成 24 年度末の総数は 1 万 3,864 人、第 1 号被保険者の約 9 割を占めます。

備考のほうをごらんください。

年度途中での死亡、転出等による還付未済請求分の還付未済金 126 万 7,865 円を除く 7 億 8,163 万 1,925 円が実質の収入でございます。

次に、2 節現年度分普通徴収保険料 9,243 万 444 円は、年金から天引きできない方々で、納付書、または口座振替での納付者です。また、収入未済額は 1,755 万 6,576 円で、収納率は約 84.04% でございます。

次に、第 3 節滞納繰越分保険料 555 万 9,542 円は、過年度分の滞納保険料です。なお、滞納者の死亡、居所不明等による徴収不能事案 583 件 66 人は不納欠損処理とさせていただきます。

次に、2 款分担金及び負担金の収入済額は 1,198 万 6,000 円です。1 項負担金、1 目認定審査会負担金、1 節認定審査会共同設置負担金は、認定審査会を構成している甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金であり、均等割、申請件数等による負担額を定めております。内訳は、中央市 780 万円、昭和町 418 万 6,000 円です。甲斐市の 1,820 万 9,236 円を含め、合計 3,019 万 5,236 円となります。

次に、3 款使用料及び手数料の収入済額は 21 万 5,100 円です。1 項手数料、1 目督促手数料、1 節督促手数料は、保険料未納者への督促に伴う事務手数料 2,151 件分です。

次に、4 款国庫支出金の収入済額は 6 億 1,793 万 2,598 円です。1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分介護給付費負担金 6 億 1,721 万 2,064 円は、市の保険給付費に対し、国の定率負担分です。2 節過年度分介護給付費負担金 72 万 534 円は、前年度の精算金です。

次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度調整交付金 7,539 万 6,000 円は、10 ページのほうもあわせてごらんください。国から交付される調整交付金であり、定率は 5% となっておりますが、各市町村の第 1 号被保険者の所得状況等の財政状況に算出され、平成 24 年度の甲斐市は、保険給付費の約 2.27% となっております。2 目地域支援介護予防事業

交付金、1節現年度分地域支援介護予防事業交付金652万161円は、対象事業費に対する定率の25%です。3目地域支援包括的支援等事業交付金、1節現年度分地域支援包括的支援等事業交付金1,661万7,690円は、対象事業費に対する定率の39.5%です。

次に、5款支払基金交付金の収入済額は9億8,012万2,862円です。1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金9億7,246万5,000円は、第2号被保険者、40歳から64歳までの方々より徴収しました保険料の中から市の保険給付費の定率29%分として支払基金から交付されるものです。2節過年度分介護給付費交付金は、平成23年度精算に伴う交付金ですが、収入はありませんでした。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金759万5,000円は、地域支援事業への交付金です。2節過年度分地域支援事業支援交付金6万2,862円は、平成23年度精算に伴う交付金です。

次に、6款県支出金の収入済額は5億2,933万5,688円です。1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金4億7,065万4,000円は、市の保険給付費に対し県が負担する定率分です。

212ページ、213ページのほうをお開きください。

2節過年度分介護給付費繰入金につきましては、平成23年度精算に伴う交付金ですが、収入はありませんでした。

次に、2項県補助金の収入済額は3,908万8,925円です。1目地域支援介護予防事業交付金、1節現年度分地域支援介護予防事業交付金326万80円は、対象事業費に対する定率の12.5%です。2目地域支援包括的支援等事業交付金、1節現年度分地域支援包括的支援等事業交付金830万8,845円は、対象事業費に対する定率19.75%です。3目介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金、1節現年度分介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1,672万円は、地域密着型認知症対応型共同生活介護、グループホームの施設整備に対する補助金です。4目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金、1節施設開設準備等助成特別対策事業補助金1,080万円は、地域密着型認知症対応型共同生活介護の開設準備に対する補助金です。

次に、3項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金、1節財政安定化基金交付金1,959万2,763円は、平成21年度から23年度までの3カ年に県に積み立てていた基金を取り崩したものです。

8款繰入金の収入済額は5億1,584万6,000円です。1項一般会計繰入金、1目介護給付

費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金4億2,352万4,000円は、介護給付費に対する市の定率負担12.5%分です。

214ページ、215ページをお開きください。

2目地域支援介護予防事業繰入金、1節現年度分地域支援介護予防事業繰入金392万8,000円は、介護予防事業費等にかかわる市の定率負担12.5%分です。3目地域支援包括的支援等事業費繰入金、1節現年度分地域支援包括的支援等事業繰入金918万2,000円は、地域支援事業費の市の定率負担19.75%分です。4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金3,211万6,000円は、長寿推進課介護保険係5人の人件費の繰入金です。2節事務費等繰入金4,709万6,000円は、介護保険事業運営における事務費2,888万7,000円及び認定審査会における甲斐市の負担分1,820万9,000円の繰入金です。

次に、2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、1節介護保険給付費準備基金繰入金は、3カ年事業計画の初年度のため、収入はありません。

次に、9款繰越金、1目繰越金、1節繰越金5,998万8,135円は、平成23年度決算に伴う繰越金です。

次に、10款諸収入の収入済額は21万6,470円です。1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、1節第1号被保険者延滞金につきましての収入はありません。2項1目雑入21万6,470円につきましては、216ページ、217ページ、次ページのほうをごらんください。3節雑入21万6,470円は、介護報酬返還金です。1節第三者納付金及び2節返納金につきましては、収入はありません。

以上、歳入の合計は36億9,506万6,480円です。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会になります。

質疑ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっと聞き漏らしたんですが、209ページの保険料の特別徴収の人数と、それから普通徴収の人数、もう一度よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員（樋泉明広君） 言っていない。じゃ、教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 特別徴収が1万3,864人、普通徴収が1,503人です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第5期介護保険事業計画によりますと、平成24年度の保険料率でございますが、20%が21%に、要するに第1号被保険者の負担がふえていると。この1%ふえた原因は何でしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうは、第1号被保険者と第2号被保険者の人数等の変動によるものです。

〔発言する者あり〕

○長寿推進課長（三澤 宏君） 人数につきましては、人数の割合につきましては、そちらのほうの人数等を加味して算出されております。

〔発言する者あり〕

○委員（樋泉明広君） 給付の総額の……

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員、ちょっと待って。今のいいですか、答弁はそれで。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 人数等の1号被保険者、要するに65歳以上の方とそれ以外の方、要するに65歳以上の方の人数の変動等により、2号被保険者が負担する分と1号被保険者が負担する分が変動されるということです。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、平成24年前は、この給付総額が第1号被保険者の場合、65歳以上ですけれども、19%の負担率だったと。それが今度21%。ここ3年ばか、4年ばかで21%に伸びてるですよ。要するに負担率が高くなっているということなんです。だから、その原因が何かというのを先ほどから聞いているんですが、人数が変わろうが変わるまいが、負担率がどうして変わったのかということなんです。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらの算出としましては、やはり高齢者というのは年々65歳以上の人数がふえていますので、ただ所得状況等が変動してきていたりしますので、若い方たちですね、40歳から64歳までの方の人数の割合と、そしてまた所得状況、こちらのほうを全て加味しまして、その3年ごとに割合、例えば65歳以上の方の負担割合、ま

た64歳以下の方の負担割合というのも変動しております。要するに、余り無理な負担を65歳以上の方に強くないような負担割合となっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まだわからないんですが、この標準総給付費の負担状況、負担割合というのは、総事業の90%を第1号被保険者が21%、第2号被保険者29%、国が25%、県・市が25%、こういう割合になっておりますですが、これはそのまま変動がなくて、第2号被保険者だけが30%から29%に変わったということなんですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 先ほどもご説明したけれども、年々高齢者というのは、65歳以上の高齢者がふえております。ですから、そのふえている方たちでその全体のところを負担するわけなんですけれども、要するに65歳以上の方がですね、前期の計画ですと20%でした。今期は21%になっておりますけれども、結局その65歳以上の方がふえておりますので、やはりそれなりの負担額はもちろん、負担は同じなんですけれども、21%分、要するにふえている分だけ負担総額がふえるという形です。あとの64歳以下の方たちはそれにあわせて変わってくると。要するに65歳以上の方たちが人数、また所得状況、こういったもので、もちろん人数がふえていますから、そちらの総額がふえるということです。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 21%になれば、それだけ負担が第1号被保険者にかかってくるということになりませんか。20%じゃ、それだけ負担が軽くなるわけなんですけれども、その辺がちょっと理解できないんですけども、いかがでございますかね。負担が低いほうが負担が少ないということになりませんか。ところが、負担が多くなれば多くなっただけ保険料もその割合が大きくなるというふうに理解をしていたんですけれども、私の誤りかな。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、実際の数字をちょっとご説明しますけれども、まず23年度末で65歳以上の1号被保険者というのは1万4,506人でした。24年度末で1万5,350人です。実質5.8%高齢者が増加しています。ということは、高齢者が増加していますので、例えば私が今まで1,000円払っていたものを、払う人数が多くなるわけなんです。例えば約1,000人、500人ふえればですね、500人分の1,000円、この分がふえるわけなんです。ですから、そのふえた分はもちろんパーセンテージ、全体のパーセンテージからすると

割合が変わってくるわけなんです。今まで例えば20%の、1,000円出していただいたものが全体の20%を占めていたものが、そのふえた分だけ今度はパーセンテージが上がってくる。だから、負担額が変わっているわけではなくて、全体の2号被保険者と1号被保険者の割合が高齢者の伸びによって多くなっているというようなことです。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。一人一人の負担額じゃなくて、全体の負担額ということなんでしょう。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、国の負担額が25%から変わらんというのは、これはどういうことですか。国の負担額が変わればですね、1号被保険者の負担も少なくなるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 介護保険法の中で割合というのは定めているものがまず大前提がありまして、保険料は50%、そして残りの公費が50%という割合が基本的なものですから、まず、50%、50%、その50%の内訳が高齢者の人数等によって、例えば20%が21%になる、またふえてくれば22%になるということで、残りが2号の被保険者、そして公費のほうは国、県、市で50%を負担しております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、平成23年度と平成24年度のとりあえず特別徴収者の、先ほど人数は聞きましたけれども、保険料についてはどのくらいになっているんですか、それぞれ。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） もちろんこちらのほうはですね、保険給付費が伸びておりますので、その関係でももちろん保険料も伸びております。まず、平成27年度、前期ですね、前期のほうの年額の標準額は年額4万9,200円、月に直すと月額4,100円、そして現在の計画中は、標準額が年額5万8,800円、月額に直しますと4,900円ということです。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 要するに前回から比較しますと19.5%の保険料の増ということで、この介護保険の5期計画の中でも示されておりますけれども、そういうことですね。

19.5%の増加が出ておって、平均が5万8,800円、前が、先ほど言いましたけれども、4万9,200円、ですから年間9,600円増加ということですね。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） そのとおりでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 地域支援介護予防事業と、それから地域支援包括的支援対象事業というのがありますよね。この対象事業に対して、国とか県と市の割合が出ていますが、内容についての対象事業というものの何かそういう規定とか、何かそういうものはあるんですか、これは。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 国の基準の規定が、内容規定はございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみにちょっと簡単に教えてくださいませんか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 介護予防事業のほうにつきましては、2次予防事業対象者把握事業と2次予防事業の2点、あともう1点、評価業務というのが介護予防事業に値をするということになっておりまして、包括的支援事業につきましては、包括支援センターの業務の包括的支援事業と任意事業という2点がありまして、その2点につきましては、その包括的支援事業として補助金対象としてよいということになっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 県とか市のほうはいいということですね。特に規定がないということではないんですか。今、国でしたよね。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 国・県全て同じ基準でして、負担割合が県費、国費で違うというだけであって、内容は全部同じになります。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかりました。

それと、212ページの介護基盤緊急整備とその下の施設開設準備、これは補正でなってい

ますが、これというのは申請で上限とかはないんですかね。申請があったものは全てということなんですか、ちょっと教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうはグループホームを整備したものですけれども、これ県の補助金でありまして、こちらのほうは一定の基準額に沿って補助額の決定がされております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、別に数の限定とか上限はないということですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうですね、介護保険計画、現在の計画で定められておりますものでございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみに何件ずつなのか教えてもらえますか。1件分ですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） グループホームが1施設、そして特別養護老人ホームが1施設ということになっています。24年度につきましては、グループホーム1件だけです。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 24年度はグループホームという、あとほかに何かこれに対応するものというのは、グループホーム以外にもあるということですか。24年度はグループホームと今おっしゃいましたけれども。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この現在の計画で24年度に計画したものがグループホームが1カ所で、25年度に特別養護老人ホーム1カ所となっております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

所管以外の委員の質疑を行います。

[発言する者あり]

○委員長（有泉庸一郎君） ないですね。

なければ、これで歳入についての審査を終了します。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書のほうは218ページから、予算審議資料につきましては8ページからとなりますが、歳出につきましては、平成24年度決算参考資料でご説明させていただきます。

決算事業別一覧表19ページのほうをごらんください。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額3,286万2,000円に対しまして、支出済額は3,257万3,685円です。

なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

001総務管理費、総務管理関係職員費3,183万3,907円は、長寿推進課介護保険係5人分の人件費です。003事務諸費73万9,778円は、介護保険証、各種決定通知書の作成等の一般事務費、通知送付の郵便料等です。

次に、2目連合会負担金につきましては、予算現額121万8,000円に対して、支出済額は117万5,562円です。

なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

001連合会負担金は、給付費等審査支払事務を委託しています国保連合会への事務処理手数料、連合会の情報システム等にかかわる負担金です。

20ページのほうをごらんください。

2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、予算現額657万7,000円に対して支出済額が654万548円です。

なお、財源内訳のその他は、督促手数料と一般会計からの繰入金です。

001賦課徴収費654万548円は、徴収嘱託員の報酬、保険料の賦課徴収の通知作成等経費、仮算定、本算定の通知、督促状などの郵便料経費、収納データ作成委託料等経費、徴収員の公用車の燃料等の経費でございます。

次に、3項認定審査等費、1目認定調査等費については、予算現額2,010万1,000円に対

して支出済額1,750万3,935円です。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

次に、21ページのほうをごらんください。すみません、まだ先ですね。

認定調査等費、001認定調査等費、新規申請、更新申請等にかかわる申請者の身体等の状況を調査する非常勤職員8人の賃金、訪問調査事務経費、主治医の意見書作成料、認定訪問調査委託料です。

続きまして、21ページをごらんください。

4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費については、予算現額3,110万1,000円に対して支出済額3,019万5,236円です。

なお、財源内訳のその他は均等割と件数割で算出した構成市町の負担金です。

001介護認定審査会関係職員費1,314万7,474円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置をしている介護認定審査会職員2人分の人件費です。002介護認定審査会嘱託臨時職員費228万8,061円は、介護認定審査会の臨時職員1人分の人件費です。003介護認定審査会費1,476万2,401円は、審査判定する委員20人の報酬、認定審査会事務費等経費、認定審査会システム維持管理費、ウイルス対策ソフト更新経費です。

第5項地域介護、福祉空間整備費等補助金、1目地域介護、福祉空間整備費等補助金については、予算現額2,752万円に対して支出済額、同額の2,752万円です。

なお、財源内訳の国県支出金は県からの補助金です。

001地域介護、福祉空間整備費等補助金は、地域密着型認知症対応型共同生活介護、グループホームの施設整備にかかわる補助金です。施設につきましては、株式会社イーエルイーが玉幡公園東側に整備し、定員は18人、カーサ西八幡の名称で25年4月から運営をしています。

以上、総務費の決算額は合計で1億1,550万8,966円です。

22ページのほうをごらんください。

2款保険給付費についてご説明します。

個々に説明いたしますが、保険給付費の基本的な財源内訳の負担割合は、国県の支出金が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%分の計41.5%であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%でございます。24年度末の要介護認定者数は2,126人で、要介護1から5が1,700人、要支援1と要支援2が426人でございます。

2款1項介護サービス等諸費は、要介護度が要介護1から要介護5の方が在宅や施設において利用した介護サービス及びサービス計画作成にかかわる給付費用でございます。

1目居宅介護サービス等給付費については、予算現額15億9,988万6,000円に対して支出済額15億9,930万5,051円です。001居宅介護サービス等給付費15億8,475万5,981円は、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の利用にかかわる給付でございます。002居宅介護福祉用具購入等費388万2,957円は、特定福祉用具、ポータブルトイレ等でございますが、を購入した際の補助でございます。003居宅介護住宅改修等費1,066万6,113円は、廊下や階段等への手すり、スロープの設置や段差の解消等の工事費用の補助でございます。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費については、予算現額3億4,554万7,000円に対して支出済額3億3,775万4,644円です。001地域密着型介護サービス等給付費は、住みなれた地域で気軽に事業できるサービスの給付費で、認知症対応型共同生活介護、こちらグループホームですが、あと認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、老人福祉施設入所者生活介護でございます。ちなみにグループホームが6事業者、認知症通所生活介護が1事業者、小規模多機能型居宅介護施設が2事業者、介護福祉老人福祉施設入所者生活介護が1事業者となっております。

23ページのほうをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費については、予算現額9億2,578万5,000円に対して支出済額8億8,931万6,932円です。001施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですが、老人保健施設、療養型施設の入所者にかかわる施設サービス給付費でございます。

4目居宅介護サービス計画等給付費については、予算現額1億7,760万8,000円に対して支出済額1億7,709万1,879円です。001居宅介護サービス計画給付費は、毎月作成する介護サービス計画、ケアプランの作成の費用でございます。ケアプラン作成の単価ですが、要介護1、2が1万円、要介護3から5が1万3,000円となっております。

2項介護予防サービス等諸費は、要介護度が要支援1と要支援2の要支援者が在宅において利用した介護サービス及びサービス計画作成に係る給付費用です。1目介護予防サービス等給付費については、予算現額1億1,268万5,000円に対して支出済額1億1,264万6,468円です。001介護予防サービス等給付費1億855万7,931円は、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の給付費でございます。002介護予防福祉用具購入等費62万4,773円は、特定福祉用具等の購入費補助でございます。003介護予防住宅改修等給付費は、廊下や階段、浴室ですとかトイレ等への手すり及びスロープの設置、段差の解消等

の改修に対する給付費でございます。

24ページをお願いいたします。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費については、予算現額448万7,000円に対して支出済額は395万5,545円です。001地域密着型介護予防サービス395万5,545円は、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスにかかわる給付費です。

3目介護予防サービス計画等給付費については、予算現額1,476万2,000円に対して支出済額は1,457万5,280円です。001介護予防サービス計画等給付費は、要支援1、要支援2の要介護認定者に係るケアプランの作成費です。新規申請者の初回の作成費が7,120円、2回目以降の更新者が4,120円となります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料については、予算現額505万4,000円に対して支出済額は503万8,515円です。001審査支払手数料は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料でございます。

25ページのほうをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費については、予算現額5,118万8,000円に対して支出済額が4,750万4,143円です。001高額介護サービス費は、要介護1から5までの要介護認定者が1カ月間において、介護サービス利用額の1割負担額が上限額を超え高額になった場合、その差額を給付する費用でございます。

2目高額介護予防サービス費については、予算現額3万1,000円に対して支出済額は1万3,807円でございます。001高額介護予防サービス費は、要支援1、要支援2の認定者にかかわるもので、先ほどの給付内容と同様でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費については、予算現額896万1,000円に対して支出済額663万7,567円です。001高額医療合算介護サービス費は、年間で医療及び介護の負担金が基準額より多い場合に支給するものでございます。

26ページのほうをお願いいたします。

2目高額医療合算介護予防サービス費については、予算現額4,000円に対して支出済額はありませんでした。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者支援サービス費については、予算現額1億4,220万円に対して支出済額1億4,108万4,885円です。001特定入所者介護サービス費は、低所得者の負担軽減措置で、食費軽減と居住費軽減等にかかわる給付費でございます。

2目特定入所者支援サービス費については、予算現額9,000円に対して支出済額2,120円

です。001特定入所者支援サービス費は、要支援1、要支援2の認定者にかかわる食費と居住費の軽減措置の給付費でございます。

以上、2款の保険給付費にかかわる決算合計額は、33億3,492万6,836円となります。ちなみに平成23年度は32億4,110万5,076円、約2.77%の増でございます。

27ページをお願いいたします。

次に、3款地域事業費を説明いたします。

1項介護予防事業費、1目介護予防事業費については、予算現額3,142万7,000円に対して2,572万9,616円です。地域支援事業費の財源内訳の負担割合は、国県の支出額が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%の計41.5%であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%でございます。0012次予防事業1,564万1,019円は、要支援、要介護となる可能性の高い特定高齢者を対象に、その防止、状態の軽減、悪化の防止を図るための事業でございます。2次予防事業対象者把握事業は、チェックリストを高齢者に送付しまして、状況等を把握するものです。口腔機能向上及び栄養改善事業、筋力向上トレーニング事業、閉じこもり事業は、それぞれ予防教室の開催等を実施したものであります。0021次予防事業1,008万8,597円は、一般高齢者を対象に生活機能の維持または向上を図るための事業です。いきいき健康相談事業は、3カ所の温泉施設において、各施設月2回、血圧測定、各種健康相談等を行うものです。介護予防体操講師派遣事業は、3B体操の講師を各地区に派遣する事業です。いきいきサロン事業は、住みなれた地域で仲間と楽しみながら活動するための憩いの場の設立や活動への支援です。介護予防教室、認知症予防教室は各地区公民館等で実施する音楽療養、転倒防止等の教室で、市内4カ所の在胎介護支援センターに委託し、実施する事業です。通所型介護予防教室は、スイスイ歩行簡単リハビリ教室、元気はつらつ教室、筋力アップ教室、らくらく簡単教室などを行う事業です。

28ページをお願いします。

2項包括的支援等事業費、1目包括的支援等事業費については、予算現額4,630万4,000円に対して支出済額4,116万2,465円です。包括的支援等事業費の財源内訳の負担割合は、国県の支出金が59.25%、その他は市の19.75%負担分であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%です。001包括的支援事業147万5,527円は、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものです。

事業内容につきましては、地域包括支援センター運営事業は、センターの運営にかかわる事業経費でございます。ケアマネジャー支援事業は、ケアマネジャーへの研修会の開催、情報提供等の支援です。包括支援センター運営協議会は、運営協議会委員の報酬、事務費等の事業です。在宅介護支援センター委託事業は、夜間、休日の高齢者等からの相談対応を4カ所の在宅介護支援センター、めぐみ荘、竜王の社協、敷島荘、ひかりの里に委託するものです。権利擁護支援事業は、制度周知のため、講演会の実施や研修会参加等を行うものです。

002任意事業2,199万6,077円は、高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者家族介護者に対して、地域の実情に応じた支援を行うための事業です。事業内容につきましては、介護給付適正化事業は介護サービス利用等の内容を記載した通知を業者に送付することによって、利用内容の確認や介護保険事業への意識向上等を目的とした事業でございます。家族介護交流支援は、在宅で高齢者等を介護している方々の交流を図る事業です。介護用品支給は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族の方に介護用品、紙おむつ等を購入するためのクーポン券を支給する事業でございます。介護者慰労金支給は、要介護3以上の寝たきり高齢者を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給する事業です。認知症サポーター養成講座は、サポーターの養成等にかかわる事業です。成年後見人制度利用支援は、制度周知等につきまして、また研修会の参加等につきまして行っている事業です。福祉用具住宅改修支援は、住宅改修や福祉用具利用だけの場合のケアマネジャーへの支援事業です。敬老福祉大会は、敬老福祉大会にかかわる事業で、平成24年度は約1,400人が参加しております。介護相談員派遣は、定期的に市内の施設を訪問し、利用者の相談等に応じ、サービスの体制強化と質の向上を図るための事業です。

29ページのほうをお願いいたします。

高齢者の生きがいと健康づくり推進は、高齢者運動会、体力測定、健康ウォーキングを初め各種講座、教室等を社会福祉協議会に委託し実施した事業です。

次に、003包括的支援事業関係職員費453万7,196円は、地域包括支援事業にかかわる職員1人分の人件費です。004包括支援事業嘱託臨時職員費655万4,377円は、地域包括支援事業にかかわる臨時職員2人分の人件費です。005任意事業嘱託臨時職員費659万9,288円は、任意事業にかかわる臨時職員2人分の人件費です。

以上、3款の地域支援事業にかかわる決算額は6,689万2,081円です。ちなみに、平成23年度は5,766万7,813円、約15.99%の増でございます。

30ページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目給付準備基金積立金については、予算現額2,260万5,000円に対して支出済額2,260万5,000円です。001給付準備基金積立金は、介護保険制度の財政安定化を図るための積み立てです。財源内訳の国県支出金1,959万2,763円は、県に積み立てていた基金を取り崩したものです。一般財源は介護保険料です。

次に、6 款諸支出金を説明します。

1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、予算現額65万円に対して支出済額は64万3,765円です。001第 1 号被保険者還付金は、1 号被保険者の転出、死亡等による保険料の還付です。

2 目第 1 号被保険者還付加算金については、予算現額1,000円に対して支出済額はありません。

31ページをお願いします。

3 目国庫支出金等償還金については、予算現額1,238万1,000円に対して支出済額1,238万561円です。001国庫支出金等償還金は、国庫支出金等を決算見込額で算出しておりますので、給付日の確定後の翌年度に精算し、返還する場合の費用です。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金については、予算現額4,522万7,000円に対して支出済額は4,522万6,553円です。001一般会計繰出金は、給付額確定後の翌年度に精算して返還する場合の費用でございます。

以上、歳出決算総額は35億9,818万3,762円でございます。ちなみに、平成23年度は34億3,715万7,738円、約4.68%の増となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

まず、所管の委員の質疑を行います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今現在、老人ホームや、3種類くらいあるんですけども、そのほか地域密着型のホームもありますけれども、今現在、要するに入所待ちの方が平成24年度どのくらいいたのか教えていただけますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 25年4月1日現在で488名となっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成23年度と比較するとふえていますか、減っていますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） ふえております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今現在、甲斐市内にそれぞれ施設がありますけれども、どういう施設が何件くらいあるのか教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 甲斐市内にある、まず介護老人福祉施設につきましては3施設、介護老人保健施設につきましては2施設、介護療養型医療施設につきましては1施設となっております。地域密着型施設につきましては、先ほど説明いたしました、グループホームが6施設、認知症対応型通所介護が1施設、小規模多機能型居宅介護施設が2施設、老人福祉施設入居者生活介護が1施設となっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成24年度に488人の待機者がいるということですが、この待機者を、やはり施設に入れるという対策、これはどのようにされているのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 特別養護老人ホームは、特に入所待ちが多数いるわけなんですけれども、単純に施設をふやしていけばいいという問題ではありません。うちの市のほうでも必要の状況に応じて優先入所のお願い等をしておりますけれども、やはり特別養護老人ホームにつきましては希望する方が多いですから、相当な期間待つ方もおられます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 最近、地域密着型の施設がふえているようですけれども、定数を20超えるところ、30か、29人か、ですね。ことしの1月に選定して、今現在、さっきの話だと1つの施設だということですが、これはふやしていく方針で進められていると思うんですが、現在進行形であろうと思いますけれども、どこにどういう施設をするのか計画が出されていますが、教えていただけますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、平成25年度中の29人以下の特別養護老人ホームの地域密着型ということで、うちのほうで6事業者から選定しまして、現在、篠原地区、廃軌道

という通りがあるんですけれども、そちらの前に岡島のファミリコがあった駐車場のところで計画しております、25年度中の整備を目指して今取り組んでおります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この施設の法人ですけれども、何といったかな、燦生会、燦生福祉会を選んだということでもありますけれども、この施設の準備の状況は、今現在もう工事着手しているという状況でしょうかね。参考に聞かせていただきたいですが。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 前にもちょっと委員会のほうでご説明させていただいたんですけれども、ちょっと反対されている方がいらしてですね、そちらのほうの調整等を行いまして、現在はまだ依然として反対はされていますけれども、うちのほうとしてもいろんな手を尽くしたりしたんですけれども、これ以上ちょっと進展が見込まれませんので、現在、開発の申請の届け出が出されて、もうしばらくすると開設の決定となるような状況と聞いております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 公的な施設でありますので、できるだけ地元の皆さんの協力を得て、やはりこういったものは建てる必要があると。今ちょっとちらっと出ましたけれども、この建てることに対する不満というか、批判が出ているということをちらっと聞きましたけれども、どういう不満があるんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この施設の公募する段階、ことしの2月ですけれども、この段階におきましては、事業者が関係する方々にご説明に歩いたと。その時点におきましては特段の反対意見も出されなくて、おおむねの方が賛成だという意見をいただいて公募をしたと。そして実際にその事業者が選定されて開発の同意の取得に向けて歩いたところ、明確に反対だということで反対なさいました。

その反対の理由としましては、最初は日陰になる、また騒音のこと、いろんな問題がありまして、反対だということだったんですけれども、その後の理由は、もう感情論になりまして、事業者の横柄な態度、威圧的、そういったことを理由に、そういう法人の建てるのは反対であるということだったんですけれども、うちのほうとしましては、どちらの言っている

ことが正しいのか、事業者、双方のどちらが言っていることが正しいのかというのは当事者同士でないとわかりませんので、私たちはその判断はしませんでした。とにかく双方の意見を聞きながらよりよい方向、調整に入りまして、そして建物を1メートル以上また離して建てるように。また、エアコンの室外機の向きなんかも調整しまして、とにかくできる限り隣接者の方にご迷惑のかからないような形態として、そして今後につきましても、市としても建設中の騒音対策、また、運営後のいろいろなことにつきましては、私たちのほうに言ってきてくださいということで、その反対した方にはご説明をしております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ぜひ、今先ほども聞きましたけれども、488人の施設の待機者もいるということがございますので、やはり円満に事業を進めていってもらって、待機者を少なくする。また、在宅介護ではなくて、そういった施設で生活できるような、そういった施設も今後ふやしていかなければならんと思うんですが、ぜひひとつ、双方、市が中に入っているというか、今言いましたけれども、積極的にトラブルを解決するような方向で努力していただきたいなど、これは要望ですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 23ページのまず、施設介護サービス給付費のほうで、件数は書いてあるんですが、それぞれ何事業者なのか聞いていきたいと思いますが。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 大変恐れ入ります。こちらのほうの施設がですね、県下全般的に使っているもので、今現在、例えばこの特別養護老人ホームが県内の何施設かというのがちょっと今手元にない状況で。申しわけありません。後でちょっと調べられる範囲で出したいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これはただ、甲斐市の人が使っている施設数ですよ。また後で教えてください。

次行きます。

ケアプランのことをお聞きしたいんですが、その先の居宅介護サービス計画給付費、これは3から5の人の計画を立てるのに、1から2が1万円、3から5が1万3,000円、これが

1億ですよ。そうですね、1億7,000万ですよ。それと、あと24ページのこの要介護1のケアプランが3,419件で1,400万、1人7,120円、それから、2回目から4,120円ということなんです。このすごい、数字がすごいなと思ったんですが、このケアプランの立て方みたいなものというのは、人によっては最初に、どうやってその介護保険のお願いしたらいいかわからないと、プランというのがわからない人が多いんだけど、これ見るとすごい数なんです。この辺のところはどんなふう考えていると言ってもあれなのかもしれませんが、ちょっと今後大変かなと思うんですが、ちょっとお伺いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） ケアプランにつきましては、もちろんその方の状況、また、利用者の希望等をケアマネジャーが判断等しまして、相談して立てて、介護の要介護度、ますます上がらないように、できるだけ抑えられるようなサービスの内容等を計画しております。金額的には相当な金額になっておりますけれども、やはりケアマネジャーもそれなりにそういった方の支援をしておりますので、今のところは仕方がないかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） できれば介護保険を使わないようにという、そういう事業をふやすようにするということと、それからまた、よくそこの辺の面倒を見ていくということなんです。今後やっぱりこの部分はふえていくと。それから、このケアプランとか計画立てる金額というのも変わらないのか。その辺の見通しみたいなものはありますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、要介護度が1から5の方は、もちろん今の制度の金額だと思っておりますけれども、要支援者につきましては、今、国のほうで独自事業ということになりますけれども、全く、じゃ、そういったプランは必要ないのかというところは、やはりそういうものを必要になりますので、それなりのですね、形態は変わってもそれなりの手間というのは変わりませんから、やはりちょっと国の動向等を注視していかないと、ちょっと今はお答えできないような状況でございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 次に行きます。

26ページの001の特定入居者の介護サービス費の中で、食費軽減、居住費軽減、この金額がですね、やっぱりかなりの金額なんで、件数は出ているんですが、人数をちょっとお聞きしたいんですが、わかりますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 人数は、対象者565名です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） どちらも565名、どちらもですね。同じ人数ですね。

27ページの2次予防事業の中の2次予防事業対象者把握事業というのは、特定高齢者の要支援、要介護のその調査のあれかなと思うんですが、どんなふうには行っているんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 24年度につきましては、65歳以上の高齢者に総合健診の申込書配布と一緒に基本チェックリストのほうを配布してしていただきまして、そちらのほうを回収して、その基本チェックリストの内容の項目に従って、国の基準に従って2次予防対象者の選定をしております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 健康診断のときに入れているチェックリスト、これを回収してというのにこの金額がかかる。チェックリストを回収して選定するのにこれだけの金額が、予算がかかるという意味ですか、この1,032万という金額は。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 昨年度につきましては、そちらにつきましては、郵送料と返ってきたものに対する、全て入力業務が入りますので、入力業務の委託料も含まれてと、あと、総合健診の中に特定高齢者の候補者になった方たちにつきましては、血液検査、心電図等、2次的な生活機能評価という検査をしなければならないことになっておりますので、そちらの検査料の委託料も全て含まれた金額になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 結構この金額かかっていますが、この後のチェックリストを回収して、委託してと、これがかかっているわけなんです、この利用というのは、やっぱりこれに見合った利用はされているということによろしいですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 昨年度につきましては、そちらのほうから候補者として事業対象者に上がった総人数が1,316名が2次予防事業の対象者として選定されたんですけども、実際問題の利用者につきましては、運動機能向上事業につきましては62名、栄養口腔機能の事業につきましては参加者11名ということで、閉じこもり予防が15名と、全体から見ますと、参加者につきましては大分少ないのが現状です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） せっかく2次予防のこういう一生懸命きちんと事業をやっていますので、その後の、やっぱりこれが生きるように、この参加する項目でありますとか、なかなか大変だとは思いますが、そこにしっかりとこれから力を入れていただいて、介護予防をですね、しっかり事業に取り組んでいただきたい。やっぱり参加人数をふやすということかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その下の1次予防のいきいき健康相談事業72回の48万円なんですけど、これは、誰がいきいき健康相談をする、市の職員じゃないということですか。委託か何かしているんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 市の非常勤職員としまして保健師さんのほうを雇い上げていまして、現場では保健師さんが健康相談をしていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、これは会場費とかそういうもろもろの経費ということですね。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 保健師さんの賃金と、あと、事務所費が入っているだけで、会場借用料については入っておりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 細かいことを聞いてすみませんが、ちょっとあれだったんで聞かせていただきました。

それから、28ページの001の包括支援なんですけど、在宅包括の支援センター委託が4カ所、これがされていますけれども、この件数はどのぐらいだったんでしょうかね。場所によっ

て、委託してしまっているからこの金額、4カ所ということは平等で割ってお願いしているということなんじゃないかな。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 包括的支援事業につきまして、在介につきましては、相談業務につきまして4在介のほうに委託しておるんですけども、相談件数につきましては、昨年4在介で64件と、年々相談件数については、在介への相談件数は減少してきています。それ以外に高齢者の訪問相談ということで、虚弱老人さん、ひとり暮らし高齢者等の見守り訪問につきましても、在宅介護支援センターのほうに委託しておりまして、昨年度の実績から見ますと、全部で125件の訪問をしていただいています。それ以外には福祉サービスの必要な方の高齢者の福祉サービスの調整に対する相談業務、訪問調査につきましても、昨年度54件というふうな形で、3事業について委託のほうをさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは、このまま続けていきますか。それとも第6次の介護予防に伴って別な形でやっていくつもりがありますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、国のほうでもいろんな制度を改革するということが検討されておりますので、ちょっとその状況等、また利用状況を加味して、また検討していきたいと思っています。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その下の任意事業なんですけど、介護用品の支給344人で、これ何かさっきおむつだったような気がするんですけど、この内容をちょっと教えていただけますか。どういった人にどういうふうに支給しているのか。

○委員長（有泉庸一郎君） 土屋係長。

○長寿あんしん係長（土屋達巳君） 介護用品の支給事業につきましては、要介護3から5に認定された方におむつ等のクーポン券を支給しているものでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この344人に平等に、3から5の方に平等に、例えば1カ月幾らぐらいいとか、そういった要するに1人にどのぐらい充ててやっているかということを知りたかったんですけども。

○委員長（有泉庸一郎君） 土屋係長。

○長寿あんしん係長（土屋達巳君） まず課税か非課税かということが出てきますが、課税されている方につきましては月3,000円のクーポン券、非課税の方については月6,250円のクーポン券を支給しております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） あれですかね、必要な金額というのは、ずっとそれを使っている方というのは、大体平均幾らぐらいなんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 土屋係長。

○長寿あんしん係長（土屋達巳君） はっきりした数字はつかめておりませんが、利用者から足りないということは余り聞いておりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私もちよっとそういうことをやっていないんでわからないんですが、やはり必要に対しての割合というのが大事なので、そういうところもちよっと聞きたいなと思いましたので、調べておいていただきたいと思います。

最後に29ページの、このやっぱり任意事業の中のこれ、社協に対してだと思っんですが、高齢者の生きがいと健康づくりとか、この社協に対して179万7,207円ですが、社協の役割というか、もっとやってもらいたいという感じが私なんかはすごくして、この金額ってすごい少ないんじゃないかなと私なんか思うわけなんですけど、社協に対してもっとやってもらわないと、これからボランティア活動も含めて大変なんじゃないでしょうかね。これは24年度ですからあれですけども、今後どんなふうに社協に対して考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この事業につきまして、確かに委託の件数、また社協の現在の体制なんかもありまして、なかなかたくさんやるとなると、やはり社協のほうの体制も強化していかなくてはならないと。そうなると、やはり人件費ということになって、そうなりますと、市のほうからもちろんそれなりの補助ということになりますので、ちょっと今後の計画、事業を考えていく上で、社協の役割、これをもう一度見直して、またとにかく効率的な支援を行えるような体制を考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

樋泉委員。

- 委員（樋泉明広君） 28ページの介護慰労金の支給ですけれども、この104人の中には仕事をおやめになった方というのはわかりますか、どのくらいいるか。そして介護を専門に在宅でやっているという方がもしわかれば教えてください。調べていないかな。
- 委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。
- 長寿推進課長（三澤 宏君） ちょっとですね、仕事をやめて介護を専門にかかっているという方は、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 介護慰労金の支給額ですが、これは年幾らなんですか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 土屋係長。
- 長寿あんしん係長（土屋達巳君） 2万円でございます。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） かつては月に1万円というような時代もあったようでございますが、年2万円というのは相当介護している方たちに対する減額ということになるようでありますが、話によりますと、さっきも言ったように離職をして、仕事をやめて親の介護に当たるといふような状況も見られているようでありますが、将来にわたって介護慰労金の支給額の増額をぜひ検討していただきたいなど。要望です。
- 委員長（有泉庸一郎君） よろしいですかね。  
池神委員。
- 委員（池神哲子君） 27ページの第2次予防事業ですけれども、病気になると高額な医療がかかってしまうので、予防事業はすごく大事だなと思っているんです。それで、この先ほどの委員からの説明いろいろされたんですけれども、閉じこもり予防事業13回110人というところで、閉じこもりの方ほど表に出すというのは大変な苦労があると思うんです。それで、15名の方がその110人の中からやった結果成果が出たと、そういうことなんでしょうか。ちょっとその辺、どんなふうになさっているのか教えてください。
- 委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。
- 介護予防推進係長（向山治子君） 一応閉じこもりで2次予防と対象になった方たちにつきましては一旦通知させていただいて、本人からの希望もありました。それ以外につきましては、随時、やっぱりご家族等からご相談があった中で、介護のサービスは受けないんだけど、どうしたらいいかみたいな形でご相談があった方に対して、基本チェックリストをさせていただいて、月2回の教室ですので、そういうところであれば行くとかという方もいら

っしゃいますので、その対象者の把握につきましては、先ほどの基本チェックリストプラス相談業務と、あと、介護認定で非該当が出た方を一応対象とさせていただいて、状況によって声かけさせていただいて、体育教室の対象者としてさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 110人というのが対象者で、15人の方が治ったという、そういうことなんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 15人というのは参加実数でして、教室を月に2回6カ月行いましたので、延べ参加人数が110人になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） そうしますと、声かけをやってくれたおかげで、今まで出てこなかった人たちが出られるようになったということの予防事業になっているということですね。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） やっぱり相談の中で、なかなか介護の、介護保険のサービスは受けたがらないんだけど、閉じこもって困るという相談が結構包括のほうにも来ていまして、やっぱりその中で、2次予防事業の中で閉じこもり予防教室があるということで、この24年度から新たにこの教室を立ち上げさせていただいて、今年度も始めていますけれども、徐々に利用者さんの数はふえてきております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかになれば、これで所管の委員の質疑を終わります。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほど特養入所待ちが488人ということでしたけれども、昨年入所された方も何人かいると思うんですが、その方たちの待ち年数と、最長の方はどのくらいだったか。もしわかれば教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） そこまではちょっと調べておりません。申しわけありません。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 20ページですが、認定調査員賃金8人とありますが、この調査員と

というのは資格や経験などはどんなふうな方でしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 市の臨時職員として位置づけさせていただいておまして、県の訪問調査の研修を1日受講されて修了証書をもられた方が条件となりまして、市の臨時職員として訪問調査に当たっていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それから、その次のページ、21ページですが、認定審査会委員、これは2市1町で20人ということですが、本市は何人か。それから、この委員さんの経験や資格はどんなふうだったかちょっと教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 岸部係長。

○介護認定審査会（岸部俊一君） 認定審査会の委員、先ほど委員がおっしゃったように20名ということになっておまして、このうちの12名が医師、保健関係が4名、福祉関係が4名となっております。また、本市から何名かということにつきましては、今ちょっとここに持ち合わせておりませんので、次に示したいと思います。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 認定審査については、最近非常に厳しくなっているという声も幾つか聞くんですが、基準や何かが変わってきているんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 岸部係長。

○介護認定審査会（岸部俊一君） 認定審査の基準は、現在変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 28ページの敬老福祉大会ですが、1,400人ということなんで、これお金かけているし、実績があるわけですから、人数を書いておいてもらいたいと思います。去年も書いていなかったですよ。だから、役所仕事と言っては悪いけれども、いいだろうというぐあいではどうかなと思いますんで。

それからもう一つ、すみません。27ページの2次予防の8,059人ですが、これは回収者の数ということでしょうか。何%ぐらいの回収率。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 回収率につきましては69.2%の回収率になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですね。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、時間が迫っているというか、詰まっていますので、端的に質問させていただきますけれども、先ほど樋泉委員から出ました篠原地域のあの施設の問題ですね。これ数字的な決算には直接関係ない、事業はでも24年度からですから、事業展開しているということで質問させていただきますけれども、要は、こういった施設は、必要性は十分わかります。ただ、市の事業として展開していくのに、こういった近隣との問題は今までも数多くあるはずなんですよ。例えば前年度ですか、23年度かな、敷島の天狗沢地域で実施された障害者指定共同生活、その施設にも周りの人には大変迷惑をかけたということを感じていますけれども、これは市としての責任をどういうように考えるのか。そして、これ建築基準法へはまっていれば周りの人の意向は考えないという問題ではない、こういうことは、福祉に関しては思いやりを持ってやる事業ですから、この業者の問題もいろいろあるでしょうけれども。この件について、市としての責任というか、また今後、幾つか展開していく事業だと思うんですよ、これ。だから、やるたんびにいろいろ問題が起きるということは芳しくないんですけれども、その辺いかがお考えですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） ご指摘のとおり、そういった問題発生しましたので、市としても、やはり公募をする際に、もう少し隣接者の同意関係、こちらのほうを徹底というか、もう少しちょっと確認作業等を行いまして、とにかく公募の際に、できる限り周辺の方たちと同意がとれているというような確認をして選定作業等に入っていきたいと思います。これは反省材料として今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これは確認です。要は、事業を市で提案して起こす事業ですよ。そうすると、業者に投げて、業者が周りの近隣の人から印鑑をもらうのか、それが建築法に決まった中の印鑑をとればいくという仕事が、それを事業者がやるべきなのは、その事前に市のほうでこういう事業が展開されますということは説明すべきではないかと私は思うんで

すけれどもね。そういうことに関してはいかがですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 私たちのほうは、やはり事前の公募段階におきましては、そういった書類の確認作業しかできません。また、具体的に開発のところになりましたらいろんな要件があるわけですが、公募段階におきましては、建築基準法とか都市計画法、こういうものに抵触していないか、そういったことと、先ほどの書類審査しかできませんので、とにかくそちらのほうの審査を厳しくしていかないといけないかなと考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 最後です。

今まで委員会に提出された書類の中に、業者の選択の仕方、プレゼンも入っています。だから、その中でもうちょっと心配りのできる、思いやりのできる指導というか、進め方ができるように指導していただきたい。そうしないとこの問題はずっと続きますよ。十分気をつけていただきたいし、今後のためによく考えてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで……。

名取委員。

○委員（名取國土君） 今、27ページの001筋肉向上トレーニング事業とあるんですけど、これは216回で1,253人、これはわかった。これは回数も多いんだけど、どういうトレーニングで、どのくらいやるんですか、時間は。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 筋力トレーニング事業につきましては、一般高齢者の1次予防につきましては、送迎時間も含めまして、運動時間は主に1時間半程度になっております。それ以外に準備体操とか健康チェック等を含めまして、半日、3時間ぐらいを全体の時間になっておりまして、運動内容につきましては、高齢者向けのパワーリハビリという、高齢者向けの機械で高齢者の落ちている筋肉を維持するというふうな形のトレーニング事業になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 筋肉の落ちているというか、その人個々によってみんな違うと思うですよ。その人に適した運動をさせるということですか。みんな同じでラジオ体操をするとか

じゃなくて。そこのところをちょっと。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 一応各委託先の施設のほうにトレーナーがいますので、その方の状況とか病氣的なところを見まして、ものものによってどこの筋肉というものが機械によって違いますので、その辺のプログラムをしながらしていますので、全体の集団体操ではなくて個別指導というふうな扱いの教室になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

それでは、なければ、これで質疑を終了します。

これで歳出についての審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第4号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、樋泉でございます。

認定第4号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計決算認定の反対討論を行います。

本決算は、平成24年4月から介護保険料を19.5%、月額4,900円、年額5万8,800円に引き上げております。緩和策が導入されてはいますが、値上げには変わりありません。政府は、一部基準を見直すと、介護給付削減のためにサービス利用料を引き上げたり、サービスをカットする見直しを始めております。また、本決算は一般財源で行ってきた介護予防等の福祉事業を介護保険に地域支援事業として吸収し、依然として改善されていないことも保険料の引き上げにつながっており、甲斐市も国の基準で予算を執行しているのも納得できません。

介護保険料利用料が高いために、こうした立場から自治体独自に軽減、減免をしている自治体も増加をしております。こうした介護保険関係事業のゆがみは、社会保障費削減が新政権のもとでもその傷跡を修復しようとしなことが保険料や利用料に影響し、制度改善につながらない最大の原因であります。年金生活で細々と暮らしている高齢者の多い甲斐市民の生活状況を考慮し、保険料利用料の引き下げに力を注ぐべきことを要求いたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかになければ、次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ありませんか、ないですね。

[発言する者なし]

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（有泉庸一郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで、次に介護サービスの特別会計があるんですが、どうでしょうか。ここで1回休憩しましょうか。

[「入れてください」と呼ぶ者あり]

○委員長（有泉庸一郎君） どの程度、15分ぐらい。じゃ、20分まで。

休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○委員長（有泉庸一郎君） 会議を再開します。

次に、認定第5号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、介護サービス特別会計決算の説明をさせていただきます。

決算書の233ページをお願いいたします。

予算現額1,655万5,000円、歳入額1,659万4,356円、歳出額1,523万8,453円、135万5,903

円を平成25年度に繰り越すものでございます。

決算書の238ページ、239ページをお願いいたします。

こちらのほうで歳入のほうの説明をさせていただきます。

甲斐市では、地域包括支援センターを直営で運営しまして、居宅介護予防支援事業所の指定を受けております。このため介護保険特別会計とは別の介護サービス特別会計を設置し、要支援1と要支援2の方のプランの作成業務等を行っております。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入につきましては、収入済額1,457万5,280円です。介護保険の要介護認定者のうち、要支援1と要支援2の方のケアプラン作成業務にかかわる国保連合会からの収入でございます。ちなみに新規申請者、初回の介護報酬単価は7,120円、2回目以降の更新者が4,120円となっております。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金については、収入済額200万円です。この業務にかかわる職員及び臨時職員の人件費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金については、収入済額1万8,076円です。23年度の決算に伴う繰越金です。

次に、4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子については、預金の利子の収入済額1,000円です。

2項雑入、2目雑入、1節雑入は、該当がありませんでした。

以上、歳入総額1,659万4,356円です。

次に、歳出のほうの説明をさせていただきます。

決算書は240ページからとなりますけれども、歳出のほうは決算参考資料のほうでご説明させていただきます。

それでは、事業別一覧表の32ページのほうをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、予算現額1,151万9,000円に対して支出済額1,123万1,017円です。財源内訳のその他は、一般会計からの職員給与費等繰入金及び居宅支援サービス計画費収入です。001総務管理関係職員費539万7,169円は、関係職員1人分の人件費です。002総務管理関係嘱託、臨時職員費574万2,588円は、関係臨時職員2人の人件費です。003事務諸費9万1,260円は、各種通知等にかかわる事務費です。

次に、2款事務費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費については、予算

現額501万6,000円に対して支出済額は398万9,360円です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入です。001居宅介護支援事業費398万9,360円は、要支援1と要支援2の要支援認定者のケアプラン作成を他の事業者に委託した費用です。

続きまして、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金については、予算現額2万円に対して支出済額1万8,076円です。財源内訳のその他は繰越金です。001償還金は、給付費の誤り等があった場合に返還する費用ですが、支出はありませんでした。002一般会計繰出金1万8,076円は、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度に返還する費用です。

以上、歳出の決算額は1,523万8,453円です。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

まず、所管の委員の質疑を行います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味でお尋ねをしたいんですが、平成24年度の介護サービスの、サービス収入のところでございますけれども、サービスの計画ですが、初回と、それから2回以上ということになっていきますけれども、まず初回の場合、サービス計画を立てる費用ですが、幾らぐらいかかるか。それから、2回目以上は幾らかかるのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 計画の単価につきましては、新規の方が7,120円で、2回目以降の更新の方が4,120円となります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、ついでに初回の支払いをした件数ですが、件数。それから、2回以上の件数についてどのくらいになっているかをお聞きしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 平成24年度につきましては、初回で新規のプランを立てた方が162件ございまして、2回目以降の更新のケアプランを立てた方が3,257件になっております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかになれば、所管の委員の質疑を終了します。

次に、所管以外の委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第5号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

それで、先ほどの質問に対して答弁されるそうですから。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、先ほど介護保険特別会計の中でご質問がありました2件につきまして報告させていただきます。

まず1件目ではありますが、介護の施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設等にどのぐらいの、幾つの施設に入所されているかということで、ちょっと内訳は大変申しわけありません、わかりませんが、37の施設のほうに甲斐市の方が入所されております。

2点目の介護認定審査会の甲斐市の人数はということで、こちらのほうは、委員さん20名のうち甲斐市が9名、中央市が3名、昭和町が5名、その他が3名となっております。よろしく願います。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

それでは、ここで暫時休憩して職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時31分

再開 午前 11時33分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

次に、認定第2号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、国民健康保険特別会計決算についての歳入についてご説明いたします。

決算書153ページをお願いいたします。

総括表ですが、2、歳入額79億3,787万9,645円に対しまして、3、歳出額75億6,072万6,307円で、差引額は3億7,715万3,338円となりました。

では、歳入の内容についてご説明いたします。

決算書160ページをお開きください。

国保税率につきましては、平成22年から同じ税率であります。税収入につきましても、前年度とほぼ同額、1.4%の微増となっております。全体では調定額30億1,502万9,164円に対しまして収入済額20億3,957万233円ということで、現年分の収納率は89.26%、滞納繰越分が20.83%、前年度と比較しまして現年分が1.68ポイント上昇、繰越分が2.29ポイントの上昇でありました。不納欠損額は9,461万3,228円、時効消滅、職権消除、即時消滅等によるものであります。

それでは、税目ごとにご説明いたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分としまして、収入済額が12億2,658万8,440円、2節後期高齢者支援金分現年課税分は3億2,094万7,409円、3節介護納付金分現年課税分1億3,537万4,486円です。介護納付金については、40歳から64歳までの被保険者に賦課されております。4節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は1億4,439万9,193円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は2,748万3,600円、6節介護納付金分滞納

繰越分は1,856万4,099円です。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は1億156万924円、2節後期高齢者支援金分現年課税分が2,653万3,868円、3節介護納付金分現年課税分が3,019万812円の収入済額となっております。4節医療給付費分滞納繰越分は556万5,869円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は91万1,478円です。

次のページをお願いいたします。

6節介護納付金分滞納繰越分は135万55円の収入済額であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、1節督促手数料は178万3,000円であります。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分療養給付費等負担金12億4,863万1,813円につきましては、国が負担する補助金の中で最も多額なものでありまして、一般被保険者の療養給付費及び療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金の約32%相当額が交付されております。過年度分についてはありませんでした。

次の2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金3,158万2,121円につきましては、国保財政の基盤強化を図るために高額な医療費、1件80万円以上の医療費について交付金を受けるために保険者が負担する拠出金に対しまして、国県がそれぞれ拠出金の4分の1を負担するものであります。

3目特定健康診査等負担金898万1,000円につきましては、平成20年度から保険者に義務づけられました特定健診等にかかわる経費に対する国の負担金であります。内訳は、特定健診分191万1,000円、保健指導分107万円であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金3億2,518万円については、市町村の財政力の不均衡を調整するために交付されるものであります。

次の2節特別調整交付金2,477万6,000円につきましては、特別な事情に対しまして財政面の不均衡を調整するものであります。市としましては、旧被扶養者減免に対するものが40万5,000円、20歳未満者が多いことに対して2,437万1,000円の収入がありました。

次のページをお願いいたします。

3目出産育児一時金補助金12万円につきましては、平成23年度出産分の12件についての補助であります。

4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金78万6,412円につきましては、70歳から74歳までの医療機関窓口での一部負担が本来は2割負担のところを1割負担に軽減されたことに伴っ

て必要となりました高齢受給者証の再交付にかかわる封筒の印刷、郵送、受給者証の印刷委託料等に対する補助金であります。

次に、4款療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金4億85万8,000円につきましては、退職被保険者の保険給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。2節過年度分療養給付費等交付金は2,194万3,511円でありました。

5款前期高齢者交付金、1項1目1節前期高齢者交付金16億9,847万3,318円につきましては、各保険者間の医療負担の不均衡を調整するための制度であります。前期高齢者と呼ばれます65歳から74歳の被保険者が少ない保険者が社会保険診療支払基金納付金を多く納め、逆に前期高齢者が多い国保は多くの交付金をもらうことができます。本市においては、前期高齢者の比率が年々上昇しており、交付金が増額され、24年度におきまして初めて国庫支出金を超える額となっております。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目高額療養費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金3,158万2,121円につきましては、国保財政の基盤安定を図る上で高額医療共同事業の制度の拡充のため、市の拠出金額の4分の1ずつを国県が負担するものであります。

2目特定健康診査等負担金811万5,000円につきましては、特定健康診査等にかかわる経費に対する県の負担金であります。補助率は3分の1、特定健診分752万7,000円、保健指導分が58万9,000円でありました。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金、1目老人医療費対策費補助金678万2,000円につきましては、県単老人医療費の助成に伴う医療費の波及増分の費用に対しまして、5分の3を県が補助するものであります。残りの5分の2につきましては一般会計から繰り入れをしております。

2目乳幼児医療費対策事業費補助金275万6,317円及び3目のひとり親家庭医療対策事業費補助金277万9,037円、4目重度心身障害者医療対策事業費補助金3,342万4,450円につきましては、平成20年度から県単独事業としまして医療費の自己負担分の窓口無料化が実施され、国ではこの窓口無料化における医療費の増大分は国庫負担金から減額措置をしておりますので、その減額相当分の2分の1を県が補助金として交付しております。残りの2分の1につきましては、一般会計から繰り入れをしております。

5目都道府県調整交付金3億3,376万2,000円につきましては、国保財政の安定化を図るため、療養給付費等の約9%が交付されます。普通調整交付金が3億690万4,000円、特別調整交付金が2,685万8,000円でした。

次に、7款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金1億6,813万7,212円につきましては、高額医療費の市の国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療に対して、超えた分の100分の59が市町村に交付されるものがあります。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金6億3,206万6,873円ですが、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費に対しまして8万円を超え80万円までの部分の100分の59の額が市町村に交付されるものがあります。

8款財産収入については、次のページをお願いいたします。

1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金8万3,000円につきましては、財政調整交付金の運用利子分の収入であります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2億4,997万9,950円につきましては、低所得者に対しまして保険税軽減額について、その補填分としまして一般会計から繰り入れをいたしました。県が調整交付金として4分の3、市が4分の1を負担しております。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分5,224万7,976円につきましては、保健者の財政基盤強化施策としまして、保険税軽減対象者数に応じた算定による繰り入れであります。低所得者を多く抱える保険者を支援するもので、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担をしております。

3節職員給与費等繰入金1億222万4,720円につきましては、職員9人分の人件費6,428万4,539円と事務費3,794万181円に対する繰入金であります。4節出産育児一時金等繰入金3,336万8,826円は、出産一時金の123件分の3分の2を一般会計から繰り入れたものであります。

次に、5節財政安定化支援事業繰入金1,893万2,000円につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化を資するため、保険者の事情により財政措置されるもので、甲斐市の場合は高齢者の割合が多いことにより交付されております。6節その他の繰入金5,087万5,526円の内容につきましては、県単老人医療費、また乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療の県単窓口無料化事業や市の子ども医療費の窓口無料化事業に対しまして、国庫負担金が減額されるため、県単老人医療費は、その減額相当分の5分の2、そのほかについては2分の1の額を繰り入れております。

2項基金繰入金はありませんでした。

次に、10款1項繰入金であります、次のページをお願いいたします。

2目その他の繰越金3億6,630万7,861円につきましては、前年度からの繰入金であります。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金2,346万1,628円は、滞納金にかかわります延滞金の収入であります。

少し下に行きまして、2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金554万7,533円と3目退職被保険者等第三者納付金203万9,738円につきましては、交通事故等で第三者に原因がある傷病に対しまして、第三者が負担すべき額を損害保険会社等が納付したものであります。

次のページをお願いいたします。

4目一般被保険者返納金999万6,869円につきましては、被保険者が国保資格喪失後に保険診療を受けた場合、後日、国保負担分である7割分等について返納したものであります。

6目雑入72万2,600円の内訳としまして、老人保健拠出金の還付金12万6,904円、指定公費負担金、70歳から74歳にかかわるものですが、45万3,516円、未払い未済金戻し金が3万5,300円等であります。

歳入については以上であります。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

質疑ですが、もう今、時間が11時50分ですので、午後行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、暫時休憩して、午後の再開は15分ごろからでもよろしいですか。1時15分から再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

午前中に国民健康保険の特別会計の歳入歳出の決算認定の件で、歳入を一括で説明していただきました。

その前に1つ報告があります。休憩前に引き続いて会議をするんですが、小浦委員は早退

の旨の連絡がありましたので、報告します。

それでは、説明に対しての、歳入一括ですから、歳入に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 165ページの出産育児一時金の補助金なんですが、これは23年度分の12件だけですが、これを見ますと、あとほかに国も県もほかにはないようなんですが、もう24年度からなくて、市で全額やっているということだったのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 24年度出産からは国県の補助金は何もない状態であります。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 交付金の中には入っていますか。補助金じゃなくて。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それもありません。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると全額市の負担ということなのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 3分の2を一般会計で負担して、あとは国保会計のほうで。

〔発言する者あり〕

○保険課長（安藤佳俊君） 失礼しました。国の調整交付金が3分の2で、市の一般会計のほうから3分の1繰り入れをしております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、3分の2は国から交付金で、これからも同じように多分来るだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっと関連といえますか、24年度123名でしたね。ちょっと今、手元に数字ないんだけど、23年度と比較して何名、23年度何名かちょっと教えていただけますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 出産一時金を支払った件数ですね。24年が123件、23年が114件です。

○委員長（有泉庸一郎君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 23年度と比較して大変少なくなっているんですけども、これからも出産、減ろうかなと思うんですけども、山梨県内ですが、例えば3分の2で金額的に1人当たりの金額あれですけども、甲斐市より多く手当を出しているところ、どこか市でございますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 県内ではありません。あとは、県外のことはちょっと承知しておりませんが。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

○委員（三浦進吾君） はい。

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、質疑を終了します。

これで歳入についての審査を終了します。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 次に、歳出についてご説明いたします。

決算書で174ページからになりますが、決算事業別一覧表により説明いたしますので、決算参考資料の7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、その他財源……

○委員長（有泉庸一郎君） これは何番だっけ、ナンバーは。

○保険課長（安藤佳俊君） 決算資料ナンバー3の7ページです。

○委員長（有泉庸一郎君） ナンバー3の7ページだそうです。

○保険課長（安藤佳俊君） もう一度、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、その他財源は一般会計からの繰入金であります。001総務管理費関係職員費6,180万

9,208円については、職員9人分の人件費です。003一般管理費2,448万3,566円は、資格、保険給付等に関する事務費、内訳としましては、国保事業を推進するための消耗品、印刷製本費、文書郵送費、保険証等の郵便料であります。委託料としましては、レセプト点検確認事務、また診療報酬明細書点検業務等に1,604万6,019円を支出しております。

次に、2目連合会負担金、財源内訳については、これも一般会計繰入金であります。001連合会負担金278万3,230円につきましては、山梨県国保連合会負担金が114万1,150円、特定健診等システム管理負担金が164万2,080円です。

2項徴税费、1目賦課徴収費については、その他財源は一般会計からの繰入金であります。002賦課徴収関係嘱託、臨時職員費247万5,331円につきましては、徴収嘱託員4名の能率給分であります。003賦課徴収費816万383円の内訳としまして、賦課徴収にかかわります消耗品、印刷製本費等、納税通知関係の郵便料、口座振替手数料等であります。

次のページに移りまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費、001運営協議会費13万3,470円につきましては、これも財源内訳は一般会計からの繰入金であります。事業内容としまして、国保運営協議会委員18名の報酬が12万3,750円、事務費が9,720円でありました。

次の2款保険給付費は、全体で49億2,373万9,495円ということで、国保会計における歳出の約65%を占めております。前年度より4.9%の増加となりました。

まず1項、療養諸費、1目一般被保険者療養給付費39億3,173万8,418円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の国の療養給付費負担金、また国と県の調整交付金等であります。その他財源は前期高齢者交付金、一般会計繰入金等であります。これは一般被保険者に係る医療費に対しまして約7割分を負担するものであります。

2目退職被保険者等療養給付費3億1,688万2,592円は、その他財源は療養給付費等交付金などで、退職被保険者等に係る医療費に対する給付であります。

次のページ、3目一般被保険者療養費5,942万3,624円は、財源内訳としまして国県支出金として国の療養給付費負担金、国県の調整交付金であります。その他財源については一般会計繰入金であります。事業内容としまして、一般被保険者に対する補装具、コルセット、はり、きゅう、柔道整復師等に対する給付であります。

次の4目退職被保険者等療養費484万3,465円の財源内訳は、その他財源、療養給付費等交付金であります。退職被保険者等に係る補装具などへの給付であります。

次に、5目審査支払手数料、001審査支払手数料1,714万2,433円につきましては、診療報酬明細書の審査手数料を国保連合会に支払ったものであります。

次のページをお願いいたします。

2項高額療養費につきましては、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給しています。医療の高度化、新生物や生活習慣病等の増加により高額な医療費が増額しており、総額で5億3,841万1,994円となり、前年度より12.8%の増加となっております。

1目一般被保険者高額療養費4億9,957万2,714円につきましては、財源としまして国県支出金、国の療養給付費等負担金、また調整交付金であります。その他財源は、共同事業交付金、前期高齢者交付金等であります。一般被保険者の給付については7,403件の給付がありました。

2目退職被保険者等高額療養費は3,842万4,318円ですが、財源内訳として、その他財源は療養給付費等交付金であります。退職被保険者等に対する高額療養費の給付で、378件の給付であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費41万4,962円につきましては、世帯内で国保と介護保険の両方を合わせた自己負担額が高額になったときに支給するものでありまして、24年度は15件の該当がありました。

次のページをお願いいたします。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費はありませんでした。

3項の移送費についてもありませんでした。

次のページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金5,017万3,239円につきましては、国県支出金については、国からの出産育児金補助金であります。先ほどの3分の2です。その他財源は一般会計からの繰入金であります。123件の給付に対して42万円が115件、39万円が8件ありました。

4項出産育児諸費、2目支払手数料、001支払手数料2万3,730円につきましては、出産育児一時金を直接出産した医療機関へ支払うための手数料を国保連合会に支払ったものであります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費510万円につきましては、1件5万円で102件の該当がありました。

次のページ、3款1項1目後期高齢者支援金10億1,350万4,787円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金は国の療養給付費等負担金と国県の調整交付金であります。その他財源は療養給付費等交付金などであります。事業内容としましては、後期高齢者医療制

度への支援金となります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 7 万 5,731 円は、被保険者数に応じた後期高齢者医療に対する事務費拠出金であります。

次の 4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金、1 目前期高齢者納付金 99 万 5,766 円ですが、65 歳から 74 歳の方の保険者間の医療負担の不均衡を調整するための制度への支出であります。65 歳から 74 歳までの被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金へ支出しております。

次のページをお願いいたします。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金 7 万 3,684 円は、被保険者数に応じました事務費の拠出金であります。

次の 5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金の支出はありませんでした。

2 目老人保健事務費拠出金 4 万 2,977 円については、老人保健制度に係る事務費であります。

次の 6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金 4 億 2,038 万 3,776 円につきましては、財源内訳としまして、国県の支出金として国の療養給付費等負担金と国県の調整交付金であります。その他財源につきましては、一般会計繰入金です。40 歳から 60 歳までの被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出しております。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金 1 億 2,632 万 8,486 円につきましては、高額医療費の市の国保財政に与える影響を緩和するためにレセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対する再保険事業のための拠出金であります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 6 億 1,838 万 3,333 円につきましては、1 件当たり 30 万円を超える医療費に対する再保険事業の拠出金であります。

次のページをお願いいたします。

3 目その他の共同事業事務費拠出金 1,894 円につきましては、財源としまして一般会計繰入金があります。退職被保険者リストを作成した費用であります。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費につきましては、財源内訳の国県支出金は、国と県の特定健康診査等負担金であります。高齢化の進展に伴いまして、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、医療費の 4 割を占めるまでになっております。そのための病気の予防や早期発見を目的にして特定健康診査や保健指導を実施しております。

1 目特定健康診査等事業費、001 特定健康診査費 4,709 万 6,677 円につきましては、臨時の

看護婦や保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送料、集団健診や人間ドックの委託料であります。002特定保健指導費184万6,731円につきましては、保健指導に係る賃金、郵送料、委託料であります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、001保健衛生普及費56万7,000円につきましては、その他財源としまして一般会計からの繰入金で、国保だよりの作成経費であります。

次のページの2目疾病予防費522万6,400円は、財源内訳としまして、国県支出金は県の調整交付金であります。その他財源は一般会計繰入金です。事業内容としましては、医療費通知を年6回、昨年初めてジェネリック医薬品の差額通知を2回発送しておりまして、その委託料と郵送料であります。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、001財政調整基金積立金2億8万3,000円につきましては、財源内訳のその他財源は基金の運用利子分です。それに前年度からの繰越金から2億円を加えて積み立てをいたしました。基金の残額は現在2億5,212万8,000円であります。

10款1項公債費、1目利子、001利子1万684円は、一時借入金に伴う利子であります。

次のページをお願いいたします。

2項広域化等支援基金償還金、1目広域化等支援基金償還金、001広域化等支援基金償還金1,424万2,666円につきましては、平成14、15年度の国民健康保険調整交付金の過大申請にかかわる返還金が生じたことによりまして、県の広域化等支援基金貸付金を借りて国に1億2,818万4,000円を返還しました。この県からの貸付金を平成21年度から29年度の9年間で償還しているものであります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、001一般被保険者保険税還付金1,564万2,400円及び2目の退職被保険者等保険税還付金、001退職被保険者等保険税還付金35万1,000円につきましては、過去にさかのぼって資格を喪失した場合などに保険税を還付したものであります。

次のページの3目償還金、001償還金7,228万4,632円につきましては、平成23年度の国県の療養給付費等負担金の精算等に伴い返還したものであります。一般会計への繰出金はありませんでした。

歳出については以上であります。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 7ページの一般管理費の003資格保険給付に関する事務費、保険証の発行等というお話でしたが、保険証の種類と数を教えてください。保険証というか資格証も含めてですね。どのぐらい発行しているか。

○委員長（有泉庸一郎君） 金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 一般保険証のほうが今月末で1万360、短期保険証が529、資格証が32です。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 8ページの2の保険給付費の001、先ほど49億で前年比較で4.9%増というお話ですけれども、これの主な内容と一番多いような金額と、ちょっと教えてください、増加分の。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどもちょっとご説明しましたが、高額療養費が非常に伸びております。高額な医療が伸びていることと、慢性的な成人病がふえていることに伴う医療費の増加と考えております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 高額療養費の中で一番多いもの、それと金額と、その慢性のものも一番多いものでいいので、その内容と金額と教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 高額療養費で一番月額で最高額だったものが悪性リンパ腫の治療によるもので、月額が820万5,000円であります。慢性のものについては統計はちょっととってありません。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の悪性リンパ腫ですか、それが月額820万というの、総額で幾らなんですか、この決算の中の総額では。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 多分このときに手術したと思うんですけれども、その近辺の給付額まではちょっと調べておりません。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） またわかったら、後ででもいいので教えてください。

9 ページの一般被保険者、それから退職被保険者の中で、この補装具等の療養費というのがありますよね。これ同じだと思うんですが、中身は。もう一回ちょっと、舗装具とあと何でしたっけ。何か何個か言ってくれたんですけども、ちょっと聞き……

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 医療費の中でもちょっと特殊な給付になりますけれども、障害、体の不自由な場合の補装具、あるいはコルセット、はり、きゅうによる治療、柔道整復師などが施術した医療、これら保険の対象となっているものについて給付しております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 最後のは何ですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 柔道整復師等によりまして、骨とか筋肉とか異常があったときに施術するものであります。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいのですが、7 ページの賦課徴収関係、嘱託ということで4 人いらっしゃるんですよね。この4 人の勤務状態、これ配当と言っていますけれども、例えば1 人当たりどのくらいになっているのか、ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） 一応これ徴収嘱託員ということで、収納課と兼務している、訪問徴収に行っている方の内容でございます。この方につきましては、一応ここは保険税を集めた部分についての金額を載せてあります。実際その方たちの本俸のほうは収納課のほうに計上させていただいています。細かい内容は担当係長のほうからちょっとすみません。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼係長。

○管理係長（飯沼秀司君） 先ほどのお話にありましたけれども、嘱託徴収員、平成24年度は4 名おりまして、国民健康保険税にかかわる徴収金額、おおむね1 人1, 500 万円ほど徴収をしております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

○管理係長（飯沼秀司君） それで、報酬につきましては、おおむね1人80万円ほどの報酬となっております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今の数字お聞きして、逆に言いますと、徴収員が4名でいいのか、この前1人やめたというお話も聞いていますけれども、今後はやっぱりその嘱託の方が増員する考え、次年度に考えてですね、そんなお考えがあるか、ちょっとその辺だけお聞きしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） 今4人ということだったんですけれども、今現在もう3人になっております。今後につきましてはコンビニ納付等の関係がございますので、増員の予定は考えておりません。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかになれば、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで審査を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第2号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

では、次に、認定第3号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

決算書189ページをお願いいたします。

総括表であります。2、歳入額5億1,896万9,242円に對しまして3、歳出額5億1,707万2,042円、4、差引額は189万7,200円となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。

194ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、全体で調定額3億6,656万6,100円に對しまして収入額が3億6,519万6,900円、現年度分の収納率は99.74%でありました。

内訳としまして、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分2億2,539万7,550円につきましては、年金からの天引き分であります。

2目普通徴収保険料、1節現年度分1億3,831万1,530円につきましては、年金天引きができない方や口座振替を選択した方の保険料であります。2節滞納繰越分148万7,820円につきましては、過年度分の収納額であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料につきましては11万2,100円ということで、1件100円の督促手数料であります。

4款1項1目一般会計繰入金1億5,257万8,124円につきましては、内訳として、職員給与等繰入金として2,526万7,787円、職員4名分の人件費であります。山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分を含んでおります。事務費繰入金3,798万2,229円につきましては、広域連合の運営にかかわる共通経費を市町村が負担しているものであります。保険基盤安定繰入金8,932万8,108円は、低所得者に対する軽減分と社会保険扶養者であった方が被保険者になったことに対する軽減分に対する繰入金であります。県が4分の3、市が4分の1を負担しております。

5款1項1目繰越金74万1,238円につきましては、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入については、次のページに移りまして、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金34万880円につきましては、過年度分の保険料を還付したものを後期高齢者広域連合が負担するものであります。

3項雑入についてはありませんでした。

歳入については以上であります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書では198ページですが、決算参考資料の20ページからの決算事項別一覧表でご説明いたします。

20ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、001総務管理関係職員費2,526万7,787円につきましては、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。後期高齢者医療広域連合への派遣1名を含む4名分の人件費であります。002一般管理費323万4,589円につきましては、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。資格管理、被保険者証発送通知等の事務費235万2,589円と広域連合システム保守料及びパソコン機器更新費用が88万2,000円であります。

2款1目001徴収費150万2,740円については、その他財源としまして一般会計繰入金でありまして、保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送費用等の事務費であります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の財源内訳につきましては、これもその他財源としまして一般会計から繰り入れております。001保険料等納付金4億5,321万9,488円のうち保険料等納付金3億6,389万1,380円は、徴収した保険料を広域連合へ納付し

たものであります。

保険基盤安定負担金8,932万8,108円につきましては、低所得者に対して保険料を軽減した分を広域連合へ納付したものであります。

002事務費納付金3,334万5,000円は、広域連合の運営に係る費用として、被保険者数に応じて負担したものであります。

次のページの3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、001保険料還付金34万980円は、財源内訳としまして、その他財源は広域連合からの収入であります。過年度分の保険料の還付分の収入であります。

2目還付加算金はありませんでした。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、001一般会計繰出金16万1,458円は、平成23年度決算の剰余金74万1,238円から同年度の出納整理期間中の保険料収入57万9,780円を引いたものを一般会計に繰り出したものです。出納整理期間が5月、6月がありますが、それを後期の場合には4月から3月の会計で精算していますので、そういう形が出ます。

以上であります。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管の委員の質疑を行います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） お聞きしたいんですが、保険料でございますけれども、3億6,519万6,900円、この内訳は下のほうに書いてはありますが、特別徴収の保険料を払っている方の人数ですが、平成24年度、それからもう一つは普通徴収で払っている方の人数についてお聞きしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 特別徴収につきましては4,861人、年度末ですね。普通徴収につきましては1,453人です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成24年度の後期高齢者の保険料ですが、特別徴収、普通徴収含めてそれぞれ平均どのくらい年間払っているのかお聞きしたいと思います。できれば平成23年度との比較で教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。

- 保険課長（安藤佳俊君） 24年度につきましては、1人当たり保険料についてはまだ平均が出ておりません。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 平成23年度についても教えていただきたいと言ったんですけれども。
- 委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 平成23年度1人当たり保険料が4万6,196円、同じく22年度が4万5,530円であります、山梨県の合計ですけれども。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 私のほうでは平成24年度月額5,800円、年額6万9,680円という数字を持っているんですが、これは、これが出ていないということですね。
- 委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） それは多分2年ごとにやります改定時の見込み金額だと思いますが、実際の24年度決算の1人当たり保険料につきましては、広域連合のほうでまだ公表しておりません。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） じゃ、滞納についてですけれども、特別徴収、これは年金から差し引くからほとんど滞納数がないと思いますけれども、普通徴収の方の滞納になるかと思うんですけれども、いずれ、滞納数と滞納額について、これで出ていましたっけね、教えてください。
- 委員長（有泉庸一郎君） 五味係長。
- 高齢者医療・年金係長（五味万里君） 平成24年度現年度分に対しまして、滞納額は95万100円、滞納者は38人になります。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 滞納者は何人でしょうかね。
- 委員長（有泉庸一郎君） あれ、38人。
- 委員（樋泉明広君） 48人ね。
- 〔「38人」と呼ぶ者あり〕
- 委員（樋泉明広君） ごめんなさい、38。

この滞納の原因については、いろいろあると思うんですけれども、主な滞納の内容について教えてください。

- 委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） やはり一遍に払えない方というような方が少しずつおくれながら納付しているような状態の方が多傾向であります。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 保険証の発行数について教えていただきたいと思いますが、短期保険証は平成24年度で何人くらいありますか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 年度末で5人です。
- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 資格証明書は何人でしたか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 資格証明書は発行しておりません。
- 委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

- 委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第3号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

樋泉委員。

- 委員（樋泉明広君） 認定第3号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計の決算認定の反対討論を行います。

後期高齢者医療保険料は、平成24年度は推定で毎月5,800円以上、年額で6万9,600円支払うこととなります。年金生活の高齢者の年金から介護保険料や市民税とともに天引きをされており、問題は、保険料の滞納が全国では28万人、山梨県でも1,300人以上、甲斐市

では先ほど言った38人が滞納しているということでもあります。こうした滞納者の保険証取り上げによる無保険で受診できないお年寄りが発生をしかねません。この制度の対象である75歳以上の高齢者から、うば捨て山の制度だと、高齢者の怒りの声が出ております。しかも高齢者は年々増加しておりますが、高齢者がふえればふえるほど保険料が上がり、滞納すると保険証を取り上げるという仕組みになっております。わずかな年金収入しかない高齢者にとって保険料負担は重く、全国では大量の無保険高齢者が発生することが危惧されております。

いずれにしても大きな欠陥を持つこの制度を基本としている後期高齢者医療特別会計の決算に反対は当然であります。一刻も早くこの制度を見直し、廃止すべきであります。

以上であります。

○委員長（有泉庸一郎君） 今、反対討論がありました。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論がほかにないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（有泉庸一郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

先ほどの高額医療の報告があるそうです。すみません。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどの国民健康保険特別会計の高額療養費の一番高額だった方、月額で820万5,000円ほどの方が平成24年1月から12月まで1年間で1,195万9,870円という医療費がかかっております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

それでは、ここで暫時休憩して職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

次に、認定第6号 平成24年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

それでは、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算につきましてご説明をさせていただきます。

まず決算書をお願いしたいと思いますけれども、決算書の243ページをお願いいたします。243ページになります。

決算の総括表がございますが、予算現額333万5,000円に対しまして歳入額は346万405円、歳出額は332万5,337円で、歳入歳出差引額13万5,068円は、25年度への繰り越しとなります。この事業につきましては、国の地域改善対策による国の政策として実施された事業でございますが、甲斐市の中では、最初の貸し付けは昭和55年、平成10年が最後の貸し付けとなっております。貸付制度自体は既に廃止されておりますので、現在は貸付者からの償還処理と貸し付けの財源としました県への起債の償還が主な内容でございます。

なお、当初からの全貸付者数は33人でしたが、現在は市に対する償還の対象者13人となっております。

初めに、歳入の決算からご説明をいたします。

決算書の248ページ、249ページをお願いいたします。

まず、第1款繰入金、第1項の一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で収入済額278万9,000円であります。貸付金の設定どおりの償還の確保が困難であったことから、財源補填のため一般会計から繰り入れたものでございます。

第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度決算からの繰越金としまして8万

7,704円でございます。

第3款諸収入、第1項貸付金元利収入の第1目住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、収入済額は42万3,781円で、収入未済額は8,181万8,965円となっております。

同じく第2目宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、収入済額は15万8,920円で、収入未済額は4,543万1,052円となっております。この収入未済につきましては、年間を通じましての戸別訪問などによりまして償還を促す努力を行ってきておりますが、なかなか思うような成果につながらないような状況でございます。引き続き一層の努力をしてみたいと思います。

次に、第2項の預金利子につきましては、普通預金の利子で1,000円となっております。

第3項の延滞金につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、歳出の決算につきましてご説明いたします。

決算書では250ページ、251ページになりますが、歳出につきましては、決算参考資料で説明させていただきます。

ナンバー4の生活環境部の決算参考資料をお願いいたします。ナンバー4の参考資料で17ページをお願いいたします。

第1款事務費、第1目住宅新築資金等貸付事務事業費、支出済額1,315円であります。貸付者への償還通知や督促などに伴う郵便料でございます。財源内訳のその他欄につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第2款公債費、第1目元金につきましては、支出済額285万1,989円ありますが、貸付金の原資としました起債の借り入れ先であります山梨県への償還元金でございます。財源内訳のその他欄につきましては、貸付者からの償還金45万8,338円と一般会計からの繰入金239万3,651円を充てております。

同じく第2目利子につきましては、支出済額47万2,033円でございますが、起債償還の利子分でございます。財源内訳のその他欄につきましては、貸付者からの償還金12万4,363円と一般会計からの繰入金34万7,670円を充ててございます。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計についての説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は総務教育常任委員会になります。

質疑はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） かなり特殊な会計なんですけど、今後の見通しというのはあるんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） この会計につきましては、貸付金のほうが25年償還ということで、先ほど説明させていただきましたとおり、平成10年が最後の貸し付けでございますので、県への償還も貸付者からの償還も平成35年まで続くわけでございますけれども、失業中であつたり安定した仕事につけない、自営業の不振、それから年金収入のみというような理由で返済能力が低下しております、なかなか思うように返済がいただけない状況で、こういった滞納が繰り返されてきている状況でございますけれども、返済義務の認識はありますけれども、おくれながらも少しずつ分納しているという状況ですが、多くは厳しい状況でございます、経済情勢の大きな好転がない限りは、直ちには大きな改善は難しいという、今後も極めて厳しい状況だと認識しております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどちょっと聞き漏らしましたけれども、この貸し付けを受けている人は13人ということでよろしいでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 現在、市のほうに償還をするべき方は13人でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この13人がまだ未納になっているのは、ここに出ている収入未済額1億2,725万が、これがまだ滞納されているということでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） そのとおりでございます。

- 委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。
- 委員（樋泉明広君） 公債費のほうですけれども、未償還残高が平成24年度末でどのくらいになりますか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。
- 市民活動支援課長（勝村秀彦君） 県のほうの償還でございますけれども、24年度末の残高で元利合計で1,376万円となっております。
- 委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。
- 市民活動支援課長（勝村秀彦君） 繰り返しますが、県のほうの償還につきましては、24年度末で元金が1,178万8,000円、それに利子が197万2,000円つきまして、残高が元利合計で1,376万円となっております。
- 委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 国の制度で、それで今1億2,000万の未収があると、13人ということですね。市の財政自体には特に影響がないということですか。ありますか、国に補填している、どのぐらいの影響があるということなんですか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。
- 市民活動支援課長（勝村秀彦君） 先ほどご説明申し上げましたとおり、滞納が1億2,000万からありまして、県のほうの残高は1,300万というふうな状況になってきております。もともと個人に貸し付けた償還がスムーズに返ってきていれば、そのまま県のほうの償還に充てるわけでございますけれども、貸付金の返済額が県への償還に満たない状況でございますから、やむなく一般会計からの繰入金で財源補填している状況で、大変苦慮しているところでございます。
- 委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） これこそしっかりと整理をしなければいけないかなと思うんですけれども、対策はちゃんと考え、しょうがないというのでは済まないですよ。どんなふうを考えているのか。
- 委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。
- 市民活動支援課長（勝村秀彦君） おっしゃるとおりでございます。法的な義務があります税金などはもとよりでございますが、これにつきましては貸し付けたものですから、お返

しをしていただくという当然の義務でございますので、少しでも多く返済されるように努力をしているところでございますけれども、戸別訪問などが一番効果があるのかなということで、その回数もふやしながら継続的な督促活動に努めているところでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 督促も、徴収員というのはいないけれども、職員がその業務をしているということなんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） そのとおりでございます。職員が何回か戸別訪問をさせていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 予算のときにたしか13人で1億2,000万の未収があるという話だったですよね。それでその決算ですよね、これ。その間にどのぐらい回収はできたということですか、全然ですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 今年度、8月末現在で30万8,000円ほどでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ことしですか、24年度ということは。

○委員長（有泉庸一郎君） 新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） ことしです。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 24年ということでお聞きしたんですけれども、幾らのところを幾らかということではお聞きして。

○委員長（有泉庸一郎君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 失礼いたしました。質問の趣旨は、本来計画どおり入っていれば幾らのところに幾らというようなことでよろしゅうございますでしょうか。

13人が償還計画表のとおり入っていれば、年間で1,020万ほどは入ってくるべきところが昨年の決算では53万4,000円というようなことでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ほかの市民税とかいろんな税金の徴収というのは、すごいやっぱり頑張って、もうすごい取り立てもして、差し押さえまでしてやっているわけですよね。やっぱ

りそういう、これしようがないというふうにして投げられたんでは困ってしまいますよね。  
結局は市で、税金でどこかで補填してやっていくわけなので、やっぱりこれはしっかりとや  
っていただかないと困ると思うんですけれども。お願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとお伺いしたいと思います、部長さん、どうですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 花形部長。

○生活環境部長（花形保彦君） 今、課長のほうから説明をさせていただきました。当然貸し  
付けている分でごさいますして、それを返済はしていただくのは当然でございます。そのため  
に私ども担当としましては臨戸訪問等を行いながら、少しでも回収というか、入ってくるよ  
うに努力はしているところでごさいますして、やはり先ほども税の関係でも話がありましたよ  
うに、非常に厳しい状況、現状でございますので、なかなか仕事についたり、年金生活とか、  
いろいろありまして、実際的にはそれだけ回収できない状況でございますので、今後につい  
ても、やはり同じように回数をふやすとか、努力をまたしていかななくてはならないと思っ  
ております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第6号 平成24年度甲斐市住宅新築資金等貸付  
事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長へご一任願います。

次に、認定第12号 平成24年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課です。よろしく願います。

平成24年度合併浄化槽事業特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

決算書は315ページをお開きください。決算参考資料は、ナンバー4の18、19ページとなります。あわせて予算審議資料は20ページですが、こちらは構成比、円グラフの内容をご参考にしていただきたいと思います。主要施策の成果については、20ページの一番下の2行に繰出金の関係で記載がございます。

決算書で決算総括について申し上げます。決算書の315ページにありますとおり、歳入額につきましては2,330万円、歳出額につきましては2,323万1,261円、差し引き6万8,739円を25年度に繰り越しいたします。

口頭で合併浄化槽事業の概要を申し上げます。

平成20年度から地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用しまして、下水道の計画外の地域につきまして、合併浄化槽の整備を実施するものです。対象地域につきましては、敷島地区が清川、睦沢、吉沢、大久保、天狗沢の一部、それから双葉地区が米沢、笠石、菖蒲沢、新田の合わせて9地区です。平成20年度から事業が始まりまして、新設浄化槽の設置経過は、20年度が29基、21年度が39基、22年度が36基、23年度が19基で、24年度は15基でございました。23年度から設置基数が伸びておりませんが、東日本大震災による景気後退等の要因が続いているものと考えております。

当初計画におけます816世帯についての目標190に対します実績は、新規設置138基に、従来個人で設置されました浄化槽の移譲分29基を加えると167基となり、割合は87.9%となります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書の320、321ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目合併浄化槽分担金は調定額178万3,800円の調

定に対しまして収入済額175万1,000円で、3万2,800円の収入未済があります。収入未済の内訳は、1節の現年度分、2節の過年度分とも1万6,400円ずつでありました。

また、2款の使用料、1項手数料、1目合併浄化槽使用料は341万8,250円の調定に対しまして収入済額341万4,890円で、3,360円の収入未済となりました。内訳は、2節の過年度分につきまして3,360円でした。この収入未済につきましては、同一世帯の内容でありますので、先に説明させていただきます。

分担金が2件、3万2,804円、使用料が1件3,360円の未納につきましては、浄化槽設置者が死亡した後、相続放棄となったものでありまして、現在督促先が未定となっております。この結果、徴収の可能性が難しい状況となっておりますが、権利者が確定した場合、入金の可能性が残されておりますので、収入未済の処理を行っております。

分担金に戻りまして、分担金収入の戸数は26戸分です。なお、分担金は浄化槽を設置した翌年度、条例の規定に基づきまして賦課しております。

次に、使用料の賦課内訳は、156戸分の浄化槽の使用料です。5人槽が60戸、7人槽が86戸、10人槽が10戸です。

次の2項手数料、1目手数料、収入済額2万4,000円は、排水設備確認検査手数料で、1件2,000円で12戸分です。2節督促手数料に500円収入しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目汚水処理施設整備交付金は、収入済額364万2,000円は設置工事費15基分の3分の1の補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金839万4,218円につきましては、一般会計からの繰入金です。

次ページ、322、323ページをお願いいたします。

5款繰越金は7万3,392円でした。諸収入については収入はありませんでした。

7款1項市債、1目合併浄化槽事業債600万円につきましては、この事業で定められております補助対象事業費の30分の17について起債の充当を行ったものであります。

続きまして、歳出の説明を行います。

歳出につきましては、決算参考資料でご説明させていただきます。18ページをお開きください。

最初に、財源内訳を総括的にご説明いたします。

まず、国庫支出金の欄に364万2,000円がありますが、先ほどの国庫補助金であります。市債の欄に600万円の記載がありますが、先ほどのとおり30分の17に当たる起債充当です。

その他欄にはそれぞれ充当額が記載されておりますけれども、一般会計繰入金です。

それでは、順次事業ごとにご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001総務管理費の支出は、1件当たり7万円を補助する水洗便所改造補助金で、2件補助いたしました。

次に、002合併浄化槽分担金徴収費については、分担金前納報償金と郵便料で、分担金報償金28万4,380円は、5年一括の16人分と1年一括の5人分です。

003合併浄化槽使用料徴収費は、納付書送付の郵便料です。

2款1項事業費、1目合併浄化槽事業費の001合併浄化槽整備事業費につきましては、合併浄化槽設置のための設計委託料18基分、365万1,900円ほか消耗品です。合併浄化槽設置工事費1,186万1,850円は15基分の工事費で、5人槽が7基、7人槽が6基、10人槽が2基です。

次に、002合併浄化槽維持管理事業費ですが、ブローア―修繕8件のほか、郵便料、合併浄化槽清掃量が142基、約371万円、法定検査手数料は浄化槽法に基づきまして設置後の水質検査と年1回の定期検査として145基分、64万円ほどです。保守点検料は、浄化槽の機能を良好に保つために消毒剤の点検、補充、調整等の維持管理委託料で153基分であります。

3款の公債費、1項公債費、2目利子につきましては、20年度から23年度に借りました4,930万円についての利子償還でございます。予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

ここから所管が厚生環境常任委員会に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

ないですね。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第12号 平成24年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行いますとともに、休憩をどのくらいとりましょうか、15分くらい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） じゃ、50分まで。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時48分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、会議を再開します。

次に、認定第10号 平成24年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） どうもご苦労さまでございます。

甲斐市宅地開発事業特別会計の24年度の内容につきましてご説明、ご報告をさせていた

できます。

決算書の289ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

総括でございますけれども、予算現額4,740万4,000円、歳入3,532万850円、ちょっと開きがございますが、後ほどご説明をさせていただきます。歳出にありましては3,531万4,350円ということで、6,500円翌年度へ繰り越しということで、決算の内容でございます。総括でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出別に説明をさせていただきたいと思います。

同じ決算書294ページからになります。よろしくお願いいたします。

事項別明細のほうでご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

財産収入といたしまして、不動産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額は4,724万3,000円、収入につきましては3,516万円ということで収入になってございます。これは開きがございますけれども、これにつきましては、もちろん冷間分譲地の内容でございますけれども、当初8区画の販売を予定しておりましたけれども、結果的に6区画分の販売ということで、6区画分の販売額の合計になります、3,516万円ということで収入とさせていただいたところでございます。

なお、残りの6区画でございますけれども、残の6区画、25年度になりまして、全戸37戸、全戸の販売が完了しております、8月期に完了しておりますので、一応ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、2の繰入金でございます。1目市営住宅事業基金繰入金ということで、決算額16万円を繰り入れをお願いして入となっております。内容でございますけれども、これにつきましては、販売に伴う事務費等の経費を支出するために基金から繰り入れをお願いしたものでございまして、よろしくお願いいたします。

あと、3款の繰越金でございますけれども、これにつきましては、850円、前年度からの入となっておりますので、お願いをいたします。

これに伴いまして、歳出でございます、296、297ページをお願い申し上げます。

先ほどご説明いたしました事務経費、基金から繰り入れをさせていただきましたけれども、この内容でございます。宅地開発費の需用費ということで、そこがございます予算現額16万いただきまして、15万4,350円支出をさせていただいたものでございます。この内容でございますけれども、販売促進を図るためのチラシを作成しまして、回覧ということでお願い

をしたところですが、これに6万円ちょっと支出をさせていただいております。このほか販売開始から十四、五年経過しております、一部水道メーターのボックス等が破損しているものがございまして、4カ所修理をさせていただきました。この合計で15万4,350円の支出をしたものでございます。

次にまいりまして、諸支出金、一般会計繰出金ということで、先ほどご説明を申し上げました6区画分の売払収入3,516万円でございますが、一般会計のほうに繰り出しということで処理をさせていただいたものでございます。

なお、一般会計に繰り出した後でございますが、基金の積立金ということで処理をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

ということで、住宅の売り払いに関する会計でございますけれども、とりあえず冷間住宅の関係でございます。全戸販売ということでご報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

ここから所管が建設経済常任委員会に移ります。

質疑はございませんか。

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第10号 平成24年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○委員長（有泉庸一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第8号 平成24年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

市川部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、これから上下水道部が所管をしております5つの特別会計につきまして、決算状況の審査のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

最初に、前段、それぞれの特別会計の事業概要を私のほうで若干申し上げまして、その後、担当課長のほうより歳入歳出の詳細の説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初に、地域し尿処理施設の特別会計であります。こちらの平成24年度決算審議資料の16ページ、お願ひしたいと思います。全体での決算状況でございます。

この会計につきましては、敷島地区にあります敷島台団地と松島団地の2カ所のし尿処理施設に係る維持管理費であります。昨年度末の使用戸数であります、敷島団地が340戸、松島団地が268戸の合計608戸であります。

決算状況でありますけれども、まず歳入につきましては、合計1,414万427円で、1款の加入者からの使用料及び手数料が全体の92.6%を占めております。一方歳出につきましては、合計1,362万7,715円で、1款の衛生費として職員1名分の人件費と施設の維持管理等

であります。このほか甲斐市内には地域し尿処理施設として双葉登美団地、加入世帯167世帯がありますが、平成18年度から指定管理者制度によりまして、地元自治会に管理委託をお願いしておりますので、市からの支出はございません。また、双葉高原団地につきましては、平成23年度から全戸下水道に接続をしてありますので、し尿処理施設は廃止をしたところでございます。

以上が概要ですけれども、歳入歳出の詳細はこの後、担当課長より申し上げます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） お疲れさまでございます。

それでは、地域し尿処理施設特別会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書272、273ページ、お願いいたします。それと決算参考資料ナンバー7の7ページ、それとあと、指定管理者導入施設の実績について、これをご用意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、事項別明細により歳入のほうから説明させていただきます。決算書のほうです、272ページ。

使用料及び手数料の使用料でございます。収入済額1,309万2,300円、収入未済が5万4,600円発生しておりますが、これにつきましては、平成20年度、21年度の未納額繰越分でございます。使用料につきましては、松島団地268戸、月額2,100円、敷島台団地が340戸、月額1,570円、これの使用料収入でございます。

次に、財産収入でございます、5万8,000円、利子及び配当金です。繰入金、一般会計よりの繰入金50万円。これにつきましては、地域し尿処理関係職員に係る繰入金でございます。繰越金48万9,127円、前年度からの繰越金でございます。諸収入、預金利子1,000円でございます。

歳入合計、収納済額1,414万427円となっております。

次に、歳出でございます。

決算参考資料ナンバー7の7ページ、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

第1款衛生費、1項地域し尿処理施設、001地域し尿処理関係職員費、支出済額482万7,826円、財源内訳その他は一般会計からの繰入金でございます。職員1名分の人件費でございます。

次に、002地域し尿処理施設維持費、支出済額874万1,889円。事業の内容でございます、敷島台、松島団地、2カ所の光熱水費、主なものは電気料でございます。これに火災保険料、保守点検委託等々の経費でございます。保守点検につきましては、敷島台、山梨水処理技研、松島団地がアクアメンテさんで行っております。内容としましては、スクリーン、破砕機、調整槽、曝気槽や沈殿槽、消毒層、ブロアー、ポンプ、あと水質分析が5項目、pH、BOD、COD、水素、大腸菌、これに汚泥の引き抜き、塩素消毒等々の業務を行っております。

次に、001地域し尿処理施設基金の積立金でございます、5万8,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、予備費については支出はございません。

以上が地域し尿処理施設特別会計の歳出であります。よろしくお願いいたします。

次に、指定管理の実績について説明いたします。

指定管理者導入施設実績の1、2ページをお願いいたします。

双葉登美団地地域し尿処理場、指定管理者名が双葉登美団地汚水処理施設管理組合、地元の自治会でございます。指定期間が平成18年4月1日からで、平成23年4月1日に更新をいたしまして、平成28年3月31日までの間でございます。建設年月日が昭和63年3月10日ということで、25年ほど経過しております。利用状況でございます、加入世帯は167世帯あります。

なお、市から支出している指定管理料、委託料はありません。管理組合に加入しております167世帯の使用料収入月額2,500円、これで運営をしております。

平成24年度収支決算状況でございます。収入済額が1,457万9,509円でございます、支出済額も同額でございます。内訳としましては、光熱水費、特に電気料が一番多くて、次に委託料、それから修繕費、それぞれが支出目となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） これで所管の委員の質疑を終了します。

次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第8号 平成24年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第9号 平成24年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

市川部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） それでは、続きまして農集排の特別会計の内容につきまして説明をさせていただきます。

先ほどの決算審議資料の17ページをお開き願いたいと思います。

この特別会計につきましては、平成7年度に甲府市の平瀬浄水場の北側に位置しています敷島地区の吉沢の寺平という地区の水質保全と荒川の浄化を目的に事業を開始しました施設であります。処理区域面積につきましては合計で3ヘクタール、管路の総延長が960メートル、加入世帯数が38世帯で、その汚水処理を行う浄化センターの維持管理業務が主な業務内容でございます。

決算の状況でございますけれども、歳入合計は1,114万5,487円で、このうち2款の使用

料及び手数料の収入は、加入世帯が38世帯と非常に少ないため、全体の11.3%にとどまっている状況でございます。したがって、その補填財源としまして、全体の77.5%を3款の一般会計からの繰入金でやりくりをしているということで、非常に一般会計からの依存率が非常に高い会計でもございます。

また、歳出につきましては1,092万1,326円で、2款の公債費が70%と最も多く、1款の総務費は1節の維持管理等で30%となりました。

以上が概要でありますけれども、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、続きまして、農業集落排水事業特別会計のほうの歳入歳出の説明をさせていただきます。

決算書284ページ、285ページ、お願いいたします。

最初に歳入のほうから説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金の負担金でございます。収入済額110万2,000円、これにつきましては、寺平浄化センターの保守点検委託料の2分の1、220万5,000円の2分の1を甲府市よりいただいているものでございます。

このことにつきましては、先ほど部長の説明にもありましたけれども、甲府市の平瀬の浄水場の取水口が吉沢出張所の東側、荒川にかかります万年橋というところになりまして、この寺平地区及び浄化センター、これより上流側に位置するわけですけれども、昇仙峡の入り口の長瀬橋というのがございますが、ちょうどその中間に位置するという、この位置関係ございまして、甲府市の水道取水口の上流側の排水基準というものがBOD10ミリグラムパーリッターということでかなり厳しい設定をされております。このような設定の中で、より適正な維持管理が求められているということがありまして、これに係る保守点検委託料、半分をいただいているというような内容でございます。

この施設につきましては、アクアフローラー方式と言いまして、高度処理システムを採用してございます。また、放流水の水質検査につきましては年間4回行っておりまして、最新の値が6月20日にやったものでございますが、BOD6.6ミリグラムパーリッターという結果が出ております。

このBODと言いますのは、河川の汚れの度合いをあらわす指数でございまして、この値が小さいほどきれいというふうな状況になっております。ちなみにコイ、フナの生息域です

とBOD5以下というようなことが言われております。

次に、使用料及び手数料の使用料でございます。収入済額125万7,160円、収入未済が18万6,400円ございますが、これにつきましてはお一人の方でございます。分納というお約束の中で少しずつ入れていただいているという状況でございます。

基本料金1世帯月2,100円、これに世帯員割1人当たり231円で、先ほど言いました38世帯120人、使用料収入でございます。

次に、繰入金、一般会計からの繰入金864万5,000円でございます。事務費の繰り入れ、あと公債費の繰入金でございます。

繰越金につきましては14万1,327円、前年度からの繰越金でございます。

諸収入はございません。

歳入合計で収入済額1,114万5,487円となっております。

次に、歳出でございます。

また決算参考資料ナンバー7、9ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費、001農業集落排水施設維持管理事業、支出済額327万7,382円、財源内訳その他は、100万円は一般会計からの事務費繰入金でございます。事業内容の主なものは、光熱水費、電気料でございます。これに郵送料、法定検査、これは浄化槽法11条検査、年1回やるものでございますが。これに保守点検委託、それからケーツーマンテナンスも行っております。あとは施設の機器の修繕がございました。

保守点検内容でございますが、マンホールポンプ、外部の反応槽等の保守点検及び水質分析、薬品費、汚泥処分等の業務を行っております。

次に、公債費の関係でございます。001元金、支出済額480万5,598円、財源内訳その他は満額一般会計からの公債費繰入金でございます。平成4年、5年、6年、7年かかりました準公営企業債10件分の元金でございます。

次に、利子でございます。支出済額283万8,346円、これも同じく満額一般会計からの公債費繰入金でございます。準公営企業債10件分の利子でございます。

なお、24年度現在の地方債の現在高6,563万4,000円となっております。

ページをめくっていただきまして、予備費であります。充当はありません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このグラフの世帯数と人数、ちょっとお願いします。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 38世帯、120名です。

以上であります。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第9号 平成24年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第11号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を求めます。

市川部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） それでは、続きまして、下水道事業の特別会計の概要につきまして説明いたします。

説明に当たっては、歳出のほうも一括で概要説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、審議資料の19ページ、お開き願ひたいと思っております。

下水道事業につきましては、昭和62年度から甲斐市では事業を実施しております。全体の計画区域面積につきましては1,776ヘクタールに対し、24年度末、前年度末の供用開始区域面積につきましては、前年度末より24.1ヘクタール増加し、合計で1,139.1ヘクタールとなり、整備率は64.1%であります。24年度で実施をいたしました工事関係でございますけれども、下水道管路の布設工事、全体で19路線、総延長が5,305メートルを施工いたしました。このほか公共ますの設置工事につきましては60カ所でありました。また、耐震化計画による液状化対策として、マンホールの浮上防止を14カ所、また、継手の可とう化工事を29カ所施工いたしました。

それでは、決算の状況であります。

歳入の合計につきましては23億3,534万8,133円で、主なものは4款の一般会計からの繰入金が多く、43.3%となっております。次に7款の市債で24.8%、2款の加入者からの使用料及び手数料につきましては、全体の19.3%となっております。この下水道事業の特別会計につきましても、やはり一般会計からの繰入金の依存率が非常に高い特別会計となっております。

歳出につきましては、合計23億2,025万8,680円で、3款の公債費が全体の47%を占めております。

次に、2款の下水道布設工事及びマンホールの浮上等の液状化対策工事に係る事業費が46.3%で、1款の職員8名分の人件費並びに事務費などの総務費は全体の6.7%となっております。

詳しい内容につきましては、担当課長よりご説明をいたします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは続きまして、下水道事業の特別会計の決算の説明をさ

せていただきます。

決算書で304ページ、305ページ、お開き願いたいと思います。

歳入より説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金の受益者負担金でございます。収入済額5,885万5,400円、収入未済149万9,300円あります。これにつきましては、供用開始されましたときに平米310円を賦課しまして、年4回、5年ということで20回分割をお願いをしているものでございます。収納率が97.52%となっております。過年分でございますが、収納済額365万5,590円、収入未済4,211万810円、これにつきましては、平成5年の供用開始から一度も欠損処理がされていないということで、当時から収入未済ということで掲載されております。土地に対して賦課するというものですので、土地が消えないということが考え方のもとになったというようなことも継承されている内容でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料でございます。下水道使用料収入済額4億4,123万2,530円、収入未済が939万960円、収納率でございますと97.92%となっております。過年分でございます。収納済額868万3,490円、不納欠損136万2,620円、収入未済が964万1,480円、これにつきましては、23年度より徴収嘱託員を配置いたしまして、ことし、25年度からでございますが、甲府市のほうに上下一括徴収ということをごとしから行ってもらえるようになりましたので、ことし分については不納欠損、収入未済、敷島分がほとんど、8割近く占めております。この部分がかなり改善されてくるというふうに見込んでおりまして、かなり期待がされる部分だと考えております。

次に、手数料でございます、144万円。これにつきましては、排水設備の確認検査手数料、1件2,000円でございますが、これが575件分と、指定店の登録手数料、これが1件1万円、29件分でございます。その下、督促手数料が7万4,600円でございます。

次に、第3款国庫支出金、ここの国庫補助金でございます、2億815万7,000円。内訳といたしまして、公共下水道費交付金、現年分が1億8,910万円、工事19件分でございます。繰越分が905万7,000円、工事2軒分でございます。また、社会資本整備総合交付金1,000万円、これは耐震化工事2件分となっております。

次に、繰入金の関係でございます。

一般会計繰入金総額10億1,226万5,000円でございます。内訳につきましては、ページをめくっていただきまして右側のほうでございます。職員給与費、事務費とあと流域下水道建設改良費繰入金及び公債費、公共下水道建設改良費繰入金となっております。

繰越金、前年度繰越金は2,224万1,623円であります。

第6款諸収入のうち1の過料でございます、1万円。これにつきましては、下水道条例違反に伴います過料でございます。完了届が未提出であったという内容のものでございます。

その下になります、管渠の移設補償料43万2,900円ですが、これは県道の拡幅工事に伴いまして、公共ますの移設が発生しました。それにかかわる補償費でございます。

最後に、市債でございますが、流域下水道事業債9,010万円、公共下水道事業債4億8,820万円となっております。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 入の7款の市債ですけれども、最終的な未償還残高が幾らになっているか、平成24年ですけれども。お幾らになっているのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯野 覚君） 24年度末の起債残高でございます。162億3,432万5,000円でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 繰上償還とか借りかえとかということで、政府資金とか公営企業債があると思うんですが、一覧表はどこかありましたか。どこからどう借りたかという金額と、それから利率なんかの一覧表について、ありましたら、ここにありますと教えてください。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 162億の内訳ということでよろしいでしょうか。

流域下水道が186億8,012万4,000円、公共下水道が18億6,812万4,000円です。公共ですね、13億6,371万5,000円です。20、21に借りかえをしたものが7億6,248万5,000円です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 全体として、じゃ、本数は何本あるんでしょうかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 299本になります。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その中で利率ですが、一番高いのでどのくらいの利率があるんですか。  
6%以上のが何本ぐらいありますか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 今、5%以上ということをおっしゃられたと思いますけれども、5%以上のものについては20、21年度の借りかえにおいて全部なくなっておりますので、最高のものが4.95%になっています。一番安いものだと0.9%であります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

○委員（樋泉明広君） ありがとうございます。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、これで質疑を終了します。

今度は歳出だね。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、歳出でございます。

決算参考資料、今度は11ページをお願いいたします。

第1款総務費の総務管理費、001下水道関係職員費、支出済額6,347万9,401円、財源内訳のその他は一般会計より職員給与費繰入金でございます。下水道課職員人件費8名分でございます。

次に、003下水道総務事務費、支出済額2,069万2,195円。主な内容でございます。公共下水道審議会委員報酬、これにつきましては、下水道排水設備等資金融資あっせん要綱の一部改正に伴うもので、審議を願ったものでございます。これにつきましては、接続率向上を図る目的ということで、対象範囲を広げたものでございます。

次に、徴収嘱託職員報酬1人分でございます。23年度より配置しておりますが、24年度の実績でございます。徴収戸数が517戸、徴収金額が322万6,050円という実績が出ておりま

す。

あと、ちょっと飛びまして、下の下水道賠償責任保険、これにつきましては、下水道の管渠、長さにあわせて保険が掛かるものでございます。下水道管渠256キロ、キロ当たり390円という内容のものでございます。設計積算システム、ガイアの借り上げ保守、あと法令外負担金等、4団体でございます。日本下水道協会等の負担金でございます。あと、宅内排水設備工事融資利子助成金、これが先ほどの審議会委員の部分に絡んでくる内容かと思いますが、10件ございました。

あと、一番大きいのが消費税の関係でございます。これにつきましては、課税売りに係る消費税、下水道使用料のことです。それから、課税仕入れに係る消費税から特定収入に係る消費税を引いたものを課税売りに係る消費税から引いたもの、これが納付消費税額と言います。課税仕入れに係る消費税と言いますのが釜無川流域下水道の維持管理負担金、建設と、あとは委託料、工事請負費等でございます。特定収入に係る消費税というのは国庫補助金、一般会計繰入金、受益者負担金等でございます。これを引いたものが納付消費税ということで、1,663万4,300円となっております。

ページをめくっていただきまして、次の004受益者負担金徴収費、支出済額761万1,530円、この一括納付の関係でございます。受益者負担、先ほど言いましたけれども、5年分割年4回20回納付が基本でございますが、一括納付をすることで最大19.2%、5年分ですが、の報奨金が出ます。ちなみに4年分だと15%、3年で10.8、2年で6.5、1年で2.1%という報奨金が出ます。これについては5年前までさかのぼりますので、平成20年に賦課した部分、これが1年分のありました19年、以下21年分賦課が1年が10件、2年が4年というふうな積み上げになっておりまして、全体で429件分の報奨金でございます。

次に、005下水道使用料徴収費、支出済額6,435万7,611円、主な内容でございます、徴収事務委託に係る甲府市水道料金システムのカスタマイズに係る負担金でございます。これにつきましては、25年度より上下水合わせて一括徴収を甲府のほうでお願いできるようになりました。これにかかります甲府市のシステムの改修費、総額5,920万円、これを2市1町で負担をしているという内容でございます。旧敷島、玉穂、昭和の部分でございます。

ちょっと飛びまして、下水道の使用料の徴収委託、これにつきましては、甲斐市水道事務所のほうをお願いをしている内容でございます。1件350円で10万2,349件分でございます。その下の下水道使用料データ作成委託、これにつきましては甲府市、甲府市よりデータ提供を受けまして、これに基づきまして下水道料金を算定しているという内容のものでござい

して、1件当たり204円16銭に2万7,156件分、これに消費税を掛けた金額でございます。

次に、第2款事業費の1項流域下水道費でございます。001流域下水道建設費、支出済額9,284万8,918円、財源内訳でございます、市債、流域下水道事業債9,010万円、その他274万5,000円、一般会計繰入金でございます。釜無川流域下水道の建設の負担金でございますが、7市町で負担しております。計画汚水量及び計画処理人口によりましてこの負担率が決定されるわけでございますが、甲斐市の負担率につきましては27.8975%となっております。

次に、002流域下水道維持管理費、これでございますが、これにつきましては、計画汚水量588万5,000立米、これに処理水量単価が立米56円、これに消費税を掛けたものから前年度剰余金等を引いた最終請求額2億9,531万232円となりました。

13ページをお願いいたします。

次に、2項公共下水道費、001公共下水道建設費、支出済額6億6,226万4,559円、うち繰越額2,108万5,000円、財源内訳でございます、国県支出金2億815万7,000円、これにつきましては国庫補助金として、公共下水道費交付金及び社会資本整備総合交付金、充てられております。市債、公共下水道事業債4億320万円、その他は一般会計からの繰入金でございます。

内容でございます。実施設計が5路線、竜王、双葉が各2路線、敷島が1路線、管渠布設工事等で20工区、竜王が11、双葉、敷島で各4件、これに県道の舗装復旧が入って20になっております。管渠の布設につきましては、部長の説明がありましたけれども、延長で5,305メートル布設してございます。

その下の管渠耐震化工事2工区でございます。これにつきましては、平成20年度に策定いたしました甲斐市地震対策緊急整備計画に基づくものでございまして、玉幡中学校の南側、西八幡地内、マンホールの浮上抑制が2工区合わせて14カ所、継手の可とう化の関係が29カ所実施いたしました。公共汚水ます設置工事が60カ所、舗装復旧・補修工事14カ所、これにつきましてはマンホール周り、舗装のすりつけとかマンホールの高さ調整、こういったものの経費でございます。上水道施設の補償料15路線でございます。これにつきましては、下水道管渠を布設する場所におきまして支障となります水道管の布設がえの補償費でございます。埋設深が上水道1.2、下水は2から3と深いところに入れますから、上から掘っていくにはどうしても当たってしまうと、工事ができないという部分が発生します。これにかかります補償費でございます。

次に、002公共下水道維持管理費、支出済額2,428万685円。このうちのその他65万5,900

円は事務費等繰入金及び管渠移設補償料が充てられております。マンホールポンプ22カ所、これの光熱水費、維持管理委託、あと修繕5カ所及び下水道法の23条に基づきます台帳管理、それと管内のテレビカメラ調査、前年施工分と経年管合わせまして7,710メートル実施いたしました。あと、井戸メーター交換等が6件等の経費でございます。

この維持管理委託ですが、ケーターメンテナンスというふうをお願いをいたしまして、機器の保守点検、ポンプ、水位計、制御盤、安全装置、施設の保守点検、あと油脂、土砂、異物、浄水、臭気等々の業務委託を行っております。

ページをめくっていただきまして、公債費の関係でございます。

001元金でございます。支出済額7億2,177万5,067円、財源内訳、市債、公共下水道事業債8,500万円、その他につきましては一般会計からの公債費繰入金でございます。下水道事業債償還元金でございます。

次に、利子でございます。001利子であります、支出済額3億6,763万8,486円、このうちのその他、同じく公債費繰入金でございます。下水道事業債償還利子及び一時借入金の利子でございます。

最後に、予備費でございますが、支出はありません。

以上、雑駁な説明であります、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（有泉庸一郎君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管の委員の質疑を行います。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 11ページの001下水道関係職員費でその他と一般財源がございますけれども、一般財源のこの401円という端数みたいな数字はどういうことで入ったのですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 一般会計からの繰入金を1,000円単位で丸めておりますので、この端数401円分が足りなくなったものですから、こちらへ計上させていただいております。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかに。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 12ページの005の下水道使用料徴収費の中の2番目のとおりの徴収事

務委託に係る甲府市水道料金システムカスタマイズ費負担金、先ほど甲斐市と昭和と玉穂町が関連していますよね。これは各行政のほうで、金額はそれぞれ違うと思いますけれども、どういう金額、もしわかるのであれば、玉穂と。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、25年度から、今まで上下水請求別々だったんですけれども、徴収のほうで甲府市で一括で徴収してもらえそうな形になりました。それにかかわります、今度は甲府市のシステムを改修しなければならんと。そのための負担金でございまして、全体で5,920万円ほどかかるわけですけれども、これを2市1町で大体3等分になるように分けて負担しております。これは旧敷島、玉穂といったのが甲府の給水区域に入っております、徴収は今まで、下水はそれぞれ別だったものですから、これを今度一括で徴収できるようにシステムのほうを改修していただくという内容のものでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、先ほど河野委員の関連になりますけれども、敷島地区の上下水道が今度是一緒に徴収できるということで、要はこれは、今まで別々ということで徴収がしづらかったとか、そういう利点があるというんだけれども、その辺はどういう解釈なのか。

○委員長（有泉庸一郎君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 利点といいますけれども、収入のところちょっと説明させていただいたんですけれども、収納未済とか不納欠損がありましたけれども、敷島分が8割以上を占めていると。だから、これは今までのやり方なんで、それぞれ請求が別々ということもあったりしてこういった数字が出ているのかなというような感じは受けるわけですけれども、これが今度是一緒に徴収してもらえということで、かなりこの部分が改善されてくるんじゃないかなと考えております。全体でいけば8割が敷島分ということですから、かなり大きいウエートを占めてございまして、これが改善されるということで、かなり効果は期待できるものと考えております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 今の課長の説明でわかりますけれどもね、要は、上水道は今まで口座から通っていて、それで要は下水道はまた別で、口座が別々ということもあったんですよね。まあそれは1つ。

それで、これは前から水道メーターを確認しなければ下水道の計算ができないだろうと。じゃ、開栓はしていて、下水はいつ流しているのかというのがわかるのかということが今までの問題であって、今度甲府市の水道がそれを、データをやりとりしてくれるということと徴収もしてくれるということで、回収はよくなるということでしょうけれどもね。ことしからですか。そうですね。これが、徴収は今までそういうシステムがなかったからなかなかうまくいかなかった。この今言われた敷島地区で8割、そういう滞納があったというような形じゃね、本当に芳しくないし、できるだけスムーズに徴収ができるように、いいシステムにしていきたいし、いろいろ業務を依頼委託もしていると思うんですけども、その辺はデータとかここのやりとりでしっかり集めていただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっと今の猪股委員の関連ですけども、これは一応甲府の水道システムでもって2,000万払っていますよね。これは今度から徴収していただけるんですけども、手数料はどのくらい払って、どのくらいの割合ですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 1件600円になっておりまして、大体敷島地区で4,000件から4,500件あります。それで年6回、2カ月に一遍でありますので。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 手数料はわかったんですけども、4,000件からあって、どのくらい入ってくるわけ、平均して下水料は。

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 敷島地区で年間1億円ほどになります。1%徴収率が上がりますと100万円というような計算になるかと思います。約ですみませんけれども。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 8割が未収金でもって、今度はそれが入ってくると今度は大きいですね。かなり助かると思うんですね。ともあれ……

〔発言する者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 8割というのは、収入未済のうち、甲斐市全体で入ってこない額の8割方の人が敷島地区ですよという意味になります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第11号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

4時5分まで休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時03分

○委員長（有泉庸一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、山本英俊副委員長は早退の旨の連絡がありましたので、報告します。

次に、認定第7号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

市川上下水道部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） それでは、概要につきましてご説明したいと思います。

決算の審議資料の15ページ、お願いしたいと思います。

24年度分の決算状況であります。

簡易水道事業につきましては、敷島地区の睦沢、清川、吉沢の3地区に飲料水を供給するための事業であります。3地区の年間の総配水量は20万1,873立方で、配水管の総延長は3万913メートルになります。24年度末の給水人口は1,233人で、昨年度より19人の増加であります。また、給水戸数につきましては、睦沢地区が269戸、清川地区が152戸、吉沢地区が151戸の合計572戸であります。

決算の状況につきましては、そこに書いてあるとおりでございますけれども、やはり歳入につきましては20.2%ということで、加入戸数が合計で572戸ということで少ないために、使用料等につきましては全体の20%にとどまっております。したがって、その補填分として5款の一般会計からの繰入金で70.6%を占めているということで、この会計も一般会計からの繰入金の依存率が非常に高いという内容でございます。歳出につきましては合計で8,721万6,721円でありますけれども、1款の事業費につきましては、職員1名分の人件費と施設の維持管理、修繕費等でございます。それ以外、2款につきましては公債費ということになります。

詳しい内容につきましては、担当課長よりご説明しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） お疲れさまでございます。

それでは、決算書の258、259ページをお願いいたします。

事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道負担金の収入済額は798万円でありました。内訳につきましては、1節の加入金が8万4,000円、こちらは睦沢・清川簡水1件、吉沢簡水1件、計2件の加入金でございます。2節の工事負担金789万6,000円は、安寺地内におけます消火栓の修繕と下芦沢線道路改良に伴う配水管布設がえ工事の負担金でございます。

続いて、2款使用料及び手数料は、収入済額1,763万5,590円でありました。内訳につきましては、1項使用料、1目簡易水道使用料、1節簡易水道使用料につきましては1,752万8,590円を収納し、収納率は98.8%となりました。

なお、収入未済額につきましては10人分、20万4,940円ございました。

2項手数料、1目簡易水道手数料、1節簡易水道手数料は10万7,000円で、督促のほか、指定給水装置工事事業者指定申請のほか、設計審査、工事完成検査に伴う手数料でございます。

続きまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金につきましては6,169万8,814円となっております。備考欄に掲げましたとおり、簡易水道事務を担当する1人分の職員給与、事務費等建設改良費、公債費の歳入不足を補うための繰入金でございます。

続きまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金5万5,893円につきましては、23年度からの繰越金でございます。

続いて、7款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子につきましては1,000円ございました。

おまくりいただきまして、2項雑入、こちらについては収入はございませんでした。

以上、歳入合計は8,737万1,297円となりました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算参考資料ナンバー7の1ページをお願いいたします。

上の表につきましては、ただいま歳入でご説明申し上げましたとおり、一般会計の4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費から6,169万8,814円を簡易水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

下の表、1款事業費、1項事業費、1目一般管理費のうち001一般管理関係職員費の支出

済額472万2,630円、こちらにつきましては担当職員1人分の人件費で、財源は全て一般会計からの職員給与繰越金でございます。

002一般管理費の支出済額3,512万9,707円につきましては、財源は一般会計からの事務費等繰入金、建設改良費繰入金及び工事負担金を合わせまして1,750万2,000円、あと、一般財源として水道使用料及び手数料等で1,762万1,907円という内訳になっております。支出の内容につきましては、睦沢・清川と吉沢の2つの簡易水道の水源、配水池、配水管の維持及び水質の保全管理等に支出した経費でございます。

事業内容の欄ですが、うち施設電気料につきましては3カ所の水源と7カ所の配水池の運転に係る電気代、修繕料は漏水や量水器、消防用消火栓のほか水位調整弁など、ポンプ場の修繕、テレメーター、電話回線料につきましては遠方監視システムの運用に伴う電話回線使用料などでございます。

次に、委託関係ですが、水質検査につきましては、細菌等の有無の検査、施設補修は浄水場やポンプ設備のほか、遠方監視システムの点検業務など、警備につきましては水源、配水池施設の警備業務、次の工事設計委託につきましては市道下芦沢線道路改良工事に伴います配水管布設がえ工事に係る設計業務を委託したものでございます。

次に、工事関係では、市道下芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事、漆戸配水池遠方監視システム更新工事、清川浄水場ミキサー駆動装置更新工事、吉沢第2配水池水位計更新工事の計5件の工事を執行いたしました。

次は、県簡易水道協会への負担金1,000円と、市長と水道事業管理者で取り交わしております水道施設等の費用負担に関する覚書によりまして、100万円を企業会計へ補助金として支出したものでございます。

次の検定満期量水器購入等につきましては、量水器508個と水質監視装置の部品を購入したものでございます。

次の消費税は、23年分の消費税でございます。

その他といたしまして、損害・賠償保険料、凝集材、事務消耗品等でございます。

2ページをお願いいたします。

2款公債費、1項公債費、1目元金、こちらの支出済額は3,064万3,852円で、財源は全て一般会計からの公債費繰入金で、簡水債5件分の元金でございます。

次の2目利子、こちらの1,672万6,333円も同じく財源は全て一般会計からの繰入金でございます。

4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は8,721万6,721円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（有泉庸一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

所管の委員の質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 二、三お聞きしますが、歳入で使用料が収入未済が20万4,940円ありますが、これは何件でこのくらいの額でしょうか。どんな理由でしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田課長。

○上水道課長（花田茂美君） これにつきましては、先ほど若干触れたかと思いますが、収入未済額ということで20万4,940円ありますが、これは10人分の使用料でございますが、なかなか経済的に大変だというようなことで、内容的には分納誓約、税のほうでも用いておりますが、分納誓約で1回1回のお納めいただく水道料を分納という形で納めていただいているものの残りでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、過去からの分というか、現年度分でなくて、滞納繰越分というか、この中には、使用料の中には滞納分がありませんけれども、過去からの分にも含まれていて20万4,000円、今未収ということでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 水川係長。

○施設管理係長（水川良一君） 過年度はございません。全て24年度分でございます。

それで、9月27日現在で未納分が10万9,160円、5人10件に減っております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、24年度だけでこれだけあって、それ以前にはなかったということのようですが、そして今現在も大分減ってきているということのようですので、わかりました。ぜひ全て完済というかね、納めていただけるようにご努力をお願いしたいと

思います。

それから、支出のほうで、今、公債費の元金と利子が3,000万と1,600万と。5件分の元金が3,000万円ちょっと、利子が1,600万円という、5件分です。随分利子がこの率からいうと高いように思いますけれども、一体どのくらいの利率のものを借りていらっしゃるんですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 水川係長。

○施設管理係長（水川良一君） 起債の内訳でございますが、現在、平成4年度、5年度、6年度、7年度、8年度に借りた起債5件の償還の合計でございます。それで利率につきましては、平成4年度から、4.4%、3.7、3.9、3.4%、2.6%となっております。

24年度末の未償還残高は4億7,642万512円となっております。この起債につきましては、平成32年度をもちまして完済となります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○施設管理係長（水川良一君） 38年度です、訂正してください。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 5%以下ですので、多分借りかえとか繰上償還というのを認められないと思いますが、やむを得ないと思いますけれども、できればまたほかの町村等とも一緒になって少しでも負担を減らせるように、またご努力のほうをできればよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第7号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第13号 平成24年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について一括で説明をお願いいたします。

市川部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） それでは、最後、水道事業でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、別冊の平成24年度甲斐市水道事業会計決算書、こちらのほうをお開き願ひしたいと思います。

まず最初に、私のほうから事業報告書の概要につきまして説明をいたします。

ページ、11ページになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。11、12ページを私のほうで説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、平成24年度甲斐市水道事業報告書の概況について説明をします。

まず、（1）の総括以降の事業状況でございます。

甲斐市の水道事業は、効率的な事業経営のもとで将来にわたって安全で安心な水の供給確保はもとより、災害時にも安定的な給水を行うために、平成19年度に策定しました甲斐市の水道ビジョンに基づき、平成20年度から計画的に順次事業展開をまいりました。

平成24年度の昨年度は、さきの東日本大震災及び想定される東海地震等、災害に強い水道の構築として、前年度に引き続き基幹管路の耐震化工事及び配水池の補修工事等を進めてまいりました。総額に直しますと4億1,700万ほどの工事になります。そのような工事を進めてきました。一方、市民の節水意識の高揚、節水機器の普及等を反映した水需要の低迷は深刻であり、新規加入はあるものの有水量は伸びず、給水収益は減少となっておりますこととでございます。実際には、収益につきましては約1,142万5,000円ほど対前年比より減っ

ている状況でございます。

最初に、建設の改良事業、先ほど説明しました4億1,700万円の内訳でございますけれども、まず配水管の工事の整備事業では、新たに配水管を294.2メートル布設するとともに、老朽管の布設がえは水道管の暗渠整備との同時施工を中心に4,429.9メートルを行いました。また、地震対策としての基幹管路の耐震化工事につきましては911.5メートルを行っております。こちらのほうの総額は3億3,298万6,000円ほどでございます。

次に、施設整備事業でございますけれども、万才の配水池の補修工事、それから片瀬の配水場緊急遮断弁の更新工事、それから双葉、テレメーターの更新工事、第1水源の発電機の設置工事、これは先月の常任委員会の際に、本庁舎の北側にあります自家発電のところを見せていただきましたけれども、その工事。こちらのほうは1,438万5,000円ほどになりますけれども、そちらの工事。それから、大原、三島水源の取水ポンプの更新工事などを行いました。こちらのほうの総額が8,454万8,000円ということでございます。また、水道ビジョンに基づきまして、水道施設運転管理等の業務の民間委託、こちらのほうは現在ウォーターエージェンシーという会社に委託をしております、電気料も含めて年間9,886万8,000円の委託料でございます。その他事務事業の見直し等と経費の一部の削減によりまして、健全で効率的な運営に取り組んでいるところでございます。

次に、給水状況につきましては、総配水量766万6,062立米ということで、前年対比にいたしますと約27万トンの減水でございます。したがって、有水量につきましても2万4,000トンの減額ということで、有水率につきましては87.95%になっております。給水人口につきましては、前年度より164人増の5万4,542人、給水の総栓数数は200栓増の2万2,878栓となっております。

次のページをお願いします。

経営状況でございます。

アとしまして、収益的収入及び支出のうちの収入でございますけれども、給水収益、その他の営業収益等も含めまして、合計で総額7億8,220万2,049円となっております。一方収益的支出は、営業費用と営業外費用等も含めまして、総額で6億2,804万3,100円となっております。差し引きの収益的な収支につきましては、1億5,415万8,949円が平成24年度の純利益となっております。

次に、イとしまして、資本的な収入及び支出の内容でございます。資本的な収入につきましては、工事負担金、これは下水道絡みで、先ほど下水道課のほうから、いわゆる工事負担

金としていただいている負担金でございます。それが1億3,600万円ほどになります。それから、配水管の切り回し工事の負担金、加入金等で総額1億6,737万5,459円となっております。一方、資本的な支出につきましては、配水管の布設がえ工事等の建設改良事業費、それから、企業債の償還金等で総額4億9,641万5,548円となり、収入に対し不足する3億2,904万89円につきましては、次にあります損益の勘定留保資金、あるいは建設改良積立金、あるいは当該年度の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額の合計を補填財源として補っているというふうな状況でございます。

最後になりますけれども、消費税でございますけれども、計算方法はいろいろありますけれども、最終的には消費税につきましては、一番下段になります消費税の納付税額は1,327万8,800円というふうな概要でございます。

以下につきましては、担当課長より詳細に説明をさせていただきます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田課長。

○上水道課長（花田茂美君） それでは、13ページをお願いいたします。事業報告を続けさせていただきます。

（2）の議会議決及び認定事項につきましては、23年度の決算認定、24年度補正予算2件、25年度予算の4議案を提案し、認定並びに議決をいただきました。

（3）の行政官庁認可事項はございません。

（4）の職員に関する事項につきましては、部長以下3係12名で増減はございません。

2の工事です。（1）の建設改良工事につきましては、最初の配水管布設工事は国道20号や県道甲府韮崎線拡幅に伴う3件の布設工事を行い、総延長は、記載ありますように294.2メートル、契約金額は648万7,950円でございます。

次の配水管布設がえ工事につきましては6件で、市道田畑駒沢線など延長1,324.7メートル、金額につきましては6,549万4,800円、次の基幹管路耐震化工事につきましては5件で、篠原、西八幡配水区など911.5メートル、7,915万7,400円、次の下水道受託工事、こちらにつきましては12件で3,105.2メートル、1億8,084万6,750円、以上、総延長で5,635.6メートル、契約額3億3,198万6,900万円の工事を行ったところでございます。

14ページをお願いいたします。

（2）量水器取り付け、こちらにつきましては、検定期間満期に伴いまして、量水器3,450個の取りかえを行いました。

(3) の漏水修理、こちらにつきましては、表の内訳のとおり、合計122件の修理を行いました。

15ページをお願いいたします。

3の業務であります。部長の説明と重複しますので、(1) 業務量につきましては主なものの検証について概要を申し上げさせていただきたいと思っております。

中ほどの配水量につきましては、部長の説明にもあったところではございますが、年間766万6,062立米で、前年比で約27万立米の減、続きます有収水量、こちらは年間674万2,299立米で、前年比で約2万4,000立米の減となりましたが、配水量の減につきましては、市民の節水意識と節水機器の普及によるものと思われませんが、配水量の落ち込みに比べて有収水量の落ち込みが少ない要因といたしましては、漏水調査による早期の発見と修繕の効果があらわれたものと思われ。結果といたしまして、下から3つ目の有収率、こちらにつきましては87.95%となり、前年度を2.7%上回ることができました。

次の給水供給単価は105.9円、給水原価につきましては93.1円となっております。

続きまして、(2) 事業収入に関する事項です。数値は税抜きです。

営業収益は7億7,545万2,625円で、内訳は給水収益が7億1,405万5,181円、その他営業収益は下水道料徴収事務委託料や手数料などで6,139万7,444円ございました。

次に、営業外収益は預金利息など674万9,424円、合計7億8,220万2,049円で、対前年比で約1,580万円の減となりましたが、主な理由につきましては、ルネサスの夏の操業停止によるものと思っております。

続きまして、(3) 事業費に関する事項につきましても、税抜きとなっております。

営業費用は6億246万1,072円で、内訳の原水及び浄水費は前年度とほぼ同額、配水及び給水費は人事異動と人件費の減額により約1,600万円の減、減価償却費は前年度とほぼ同額でございましたが、資産減耗費につきましては除却財産が多かったため、前年度の約2倍となりました。営業外費用は企業債の利息で2,517万1,975円、約500万円の減、特別損失は不納欠損などで41万53円となりまして、以上合計で6億2,804万3,100円となりました。

おまくりいただき、16ページをお願いいたします。

4の会計でございます。

(1) の重要契約の要旨でございますが、1件300万円以上の契約件数は全契約63件中、ここに掲げました31件でございました。31件の内訳は、種別欄にもございますように、漏水の調査委託1件、配水管の新設1件、配水管の布設がえ6件、下水道工事に伴う布設がえ

の受託11件、基幹管路の耐震化5件、基幹管路の耐震化に伴う舗装復旧1件、あと、万才配水池の補修工事など、施設整備が6件となっております。

17ページをお願いします。

(2) 企業債の概況ですが、そこにありますとおり、財務省財政融資資金につきましては、年度当初現在高4億4,844万5,555円のところ5,891万8,633円を償還いたしまして、年度末現在高は3億8,952万6,922円となっております。次の公営企業金融公庫は当初6,282万7,681円のところ1,098万7,683円を償還いたしまして、年度末で5,183万9,998円、縁故債につきましては1,324万9,427円のところ897万3,872円を償還いたしまして、年度末で427万5,555円となり、合計では当初の5億2,452万2,643円に対しまして7,888万188円を償還いたしまして、年度末現在高は4億4,564万2,475円となりました。

次に、5、附帯工事、(1) 給水工事の概要につきましては、表にございますように新設からその他の開発に伴うものまで合計391件の工事を行っております。

以上が事業報告の説明となります。

続きまして、平成24年度甲斐市水道事業決算報告について説明いたします。

1ページ、2ページをお願いいたします。

最初に、(1) 収益的収入及び支出でございしますが、こちらは営業関係の内容をまとめたものでございまして、消費税を含めたものとなっております。

まず、収入につきましては、1款水道事業収益の決算額は8億1,910万9,587円でした。内訳は、1項の営業収益が給水収益のほか手数料、下水道料徴収事務委託料などで8億1,230万9,050円、2項の営業外収益が預金利息、他会計補助金等で680万537円となっております。3項の特別利益はございませんでした。

次に、下の表、支出につきましては、1款水道事業費用の決算額は6億5,303万3,930円でした。内訳は、1項の営業費用が施設運転管理費や人件費、減価償却費等で6億1,491万7,264円、2項営業外費用が企業債の支払利息や消費税等で3,768万6,136円、3項特別損失が不納欠損と過年度還付金で43万530円となっております。

歳出の詳細について説明いたします。

決算参考資料ナンバー7の3ページをお願いいたします。

3ページから5ページが収益的支出の事業別一覧となっております。

まず1款水道事業費用、1項営業費用のうち1目原水及び浄水費の支出済額は1億4,061万3,003円で、財源内訳は水道料金等の一般財源でございします。事業の主なもの、23カ所

の水源と17カ所の配水池の運転管理等を第三者委託しております経費、また、峡北地域広域水道企業団からの塩川ダム受水費などでございます。

次に、2目配水及び給水費1億252万8,746円につきましては、財源は一般会計からの児童手当と簡易水道特別会計の事務補助金を合わせて111万4,000円、残りが一般となっております。主な内容は、施設管理係と総務係、計6名分の人件費、漏水調査、修繕関係では冷間、笠石、駒沢、双葉中等の5つの配水区で漏水調査を行い、122件の修繕を行いました。検定満了量水器取りかえでは、先ほども一部説明しましたが、3,451個の取りかえを行っております。路面復旧費は、片瀬配水区でドラゴンパークと国道20号の中間地点におきまして、基幹管路耐震化工事に伴う復旧工事を行っております。

3目受託工事費はございませんでした。

4目業務及び総係費は1億1,626万8,756円で、財源は一般会計からの児童手当と簡水特別会計からの事務補助金を合わせて76万2,000円、残りは一般でございます。主な内容は、部長、私、上水道総務係計6名分の人件費、収納業務を第三者委託しております経費、料金、会計事務のソフト、ハードシステムのリース料及び機器の保守料、そのほか6月に議決をいただきました水道料金の改定等について審議していただいた水道審議会の運営経費などでございます。

4ページをお願いいたします。

5目減価償却費は2億61万605円で、財源は一般でございます。内容は、建物や構築物などの有形固定資産の減価償却費でございます。

6目資産減耗費5,489万6,154円につきましては、財源は一般でございます。内容は配水管等の除却費でございます。

7目その他営業費用はございませんでした。

以上、7目の合計で1項営業費用の支出済額は6億1,491万7,264円となりました。

続いて、2項営業外費用でございます。

1目支払利息は2,358万9,304円で、財源は一般でございます。内訳は、財務省財政融資資金が12件、公営企業金融公庫が7件、縁故債2件となっております。

2目災害対策費80万2,432円につきましては、財源は一般でございます。内訳は、竜王源水1万4,560本と非常時用ウオータータンク62個の出庫分でございます。

3目雑支出の1万5,600円につきましては、財源は一般でございます。内容につきましては、消費税の修正申告分でございます。

5目消費税は1,327万8,800円で、こちらも財源は一般でございます。

以上、4目の合計で2項営業外費用の支出済額は3,768万6,136円となりました。

5ページをお願いします。

3項特別損失でございます。

4目過年度損益修正損4万3,530円につきましては、財源は一般でございます。内容は、不納欠損が70人130件分、過年度還付金が21件分となっております。

5目その他特別損失の支出はございません。

下の4項に移りまして、予備費も支出はございませんでした。

再び決算書にお戻りいただき、3ページ、4ページをお願いいたします。

続いて、(2)資本的収入及び支出について説明申し上げます。

こちらは、資本関係の内容をまとめたもので、消費税込みとなります。

まず、収入につきましては、1款資本的収入の決算額は1億6,737万5,459円となりました。内訳は、3項の負担金が下水道工事に伴う配水管の布設がえ工事等の負担金で、1億3,696万7,459円、8項の加入金が283件分で3,040万8,000円となっております。

次に、支出につきましては、1款資本的支出の決算額は4億9,641万5,548円となりました。内訳は1項の建設改良費が下水道関連の布設がえや基幹管路の耐震化に伴う設計工事、その他配水池の補修工事、庁舎北側の第8水源に設置いたしました発電機の購入費などで4億1,753万5,360円、2項企業債償還金が財務省、公営企業金融公庫、JA梨北を合わせまして7,888万188円となっております。

以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額が3億2,904万89円となりますが、これにつきましては、部長の説明にもございましたが、表の下にもございますように、過年度分損益勘定留保資金404万4,422円、当年度分損益勘定留保資金2億5,317万7,445円、建設改良積立金6,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,181万8,222円をもって補填いたしました。

歳出の詳細につきましては、再び、すみません、決算参考資料の6ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費959万8,730円につきましては、財源は一般会計から、消火栓設置2カ所分の工事負担金で171万9,250円、残りは一般であります。事業の主なものとしたしましては、道路拡幅に伴い、国道20号で1カ所、県道甲府敷島線で2カ所、計294.2メートルの配水管布設工事を行いました。次の消火栓2カ所は、双

葉地区の富士見台と田畑地内に新設したものでございます。

2目建設改良費は3億5,503万4,400円で、財源は一般会計から下水道管設置に伴う配水管布設がえ補償費が1億3,466万7,559円、県道甲府韮崎線の拡幅に伴う切り回し工事負担金が58万650円、計1億3,524万8,209円で、残りが一般となります。主な内容ですが、下水道関連の配水管布設がえ工事につきましては、竜王地区9カ所、双葉地区3カ所、計12カ所で3,105.2メートル、また、20年度から進めております基幹管路の耐震化につきましては、篠原、西八幡、竜王、大塚地内2カ所の計5カ所911.5メートルを行い、24年度末進捗率につきましては24.5%となっております。

次の重要管路布設がえ、こちらにつきましては駒沢水系にございます市道田畑駒沢線の3工区において618.1メートルの工事を行いました。

次の配水管布設工事につきましては、国県道の拡幅などにあわせて、老朽化配水管の布設がえ等を行ったものでございますが、今年度に繰り越しました塩崎駅周辺駅整備関連の新町山本線、県道島上條宮久保絵見堂線、あと双田線関連の3工事を除きまして709.9メートルの布設工事を24年度実施しております。あと、万才配水池につきましては、屋根、柱、壁等のひび割れ補修と塗装の塗りかえを行っております。

3目量水器費57万7,230円、こちらは財源は一般でございます。内容は、新規メーター309個分の出庫分でございます。

4目固定資産購入費5,232万5,000円につきましては、財源は一般でございます。内容は、取水ポンプの更新につきましては大原、三島は年次計画によりまして、また、下今井配水池は補償によりまして、計3カ所の更新を行いました。次の片瀬配水場の緊急遮断弁、こちらにつきましては設置から27年を経過しておりまして、これを更新したものでございます。次の第8水源、本庁舎の北側に隣接しておりますが、停電への備えとして発電機を設置したものでございます。次の双葉テレメーターP L C更新につきましては、水道事務所の電気室内にございます遠隔監視の制御装置を更新したものでございます。

以上、4目の合計で1項建設改良費の支出済額は4億1,753万5,360円となりました。

下の表……

○委員長（有泉庸一郎君） ここであらかじめ申し上げておきます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承願います。

どうぞ。

○上水道課長（花田茂美君） 続けさせていただきます。

下の表、2項企業債償還金です。企業債償還金につきましては、先ほど来出てきておりますが、7,888万188円で、財源は一般、詳細につきましては掲げましたとおりでございます。

再び決算書の5ページをお願いいたします。

続きまして、平成24年度甲斐市水道事業損益計算書について説明いたします。

こちらは年間の損益の状況を示したもので、消費税抜きとなります。

1の営業収益の計、右側のところの数字を見ていただきたいと思うんですが、計7億7,545万2,625円に対しまして、2の営業費用の計は6億246万1,072円で、営業収益から営業費用を差し引きました営業利益は、右側でございます1億7,299万1,553円となります。また、3の営業外収益の計674万9,424円に対しまして4の営業外費用の計は2,517万1,975円で、こちらは1,842万2,551円のマイナスとなります。

以上によりまして、営業利益に3の営業外収益を加え、4の営業外費用を差し引いた経常利益は1億5,456万9,002円となります。

5の特別利益はございませんでしたので、経常利益から6の特別損失41万53円を差し引いた当年度純利益は1億5,415万8,949円となり、前年度から繰り越した利益剰余金もございませんので、この額が24年度末の未処分利益剰余金となります。

なお、6の特別損失41万53円は、先ほど來說明していただいているように、不納欠損と過年度分の還付金でございます。

6ページをお願いいたします。

主なところだけ説明させていただきます。

24年度の剰余金計算書でございます。

まず、表の左側、資本金の列をごらんいただきたいと思います。資本金の列で24年度中に変動がありましたものは、自己資本金は見ていただくとおわかりのとおり、建設改良費からの組み入れで6,000万円の増、借入資本金は企業債の償還で7,888万188円の減となりました。

続きまして、剰余金の列、剰余金の幅が広いわけですが、まず左側の資本剰余金で変動がありましたものは、受動財産評価額の受け入れが2,134万9,837円の増、工事負担金は下水道工事に伴う配水管布設がえの負担金受け入れが1億3,696万7,459円の増、資本的支出に係る控除できない仕入れ税額、すなわち消費税でございますが、それが652万2,259円の減、その他資本剰余金では、加入金の受け入れが2,896万円の増でございました。

右側の利益剰余金で変動がございましたものは、建設改良積立金が自己資本金へ組み入れ

ましたため6,000万円の減、未処分利益剰余金は当年度純利益として、先ほど説明いたしました5ページ末尾の1億5,415万8,949円の増となりました。

以上、資本金に剰余金を合わせた資本合計は、右下にございます92億5,875万1,045円となっております。

8ページをお願いいたします。

24年度の剰余金処分計算書案について説明いたします。こちらは税抜きとなっております。

先ほど説明いたしました5ページ、6ページの未処分利益剰余金1億5,415万8,945円につきましては、従前と同様に減債積立金に前年と同額の1,000万円を積み立て、建設改良積立金へ残りの1億4,415万8,949円を積み立てるものでございます。したがって、繰越利益剰余金はゼロと、表のとおりゼロとなります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

財務諸表の最後となります24年度の貸借対照表について説明いたします。

こちらは財産の状況を示したもので、税抜きでございます。

はしよります。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産につきましては、(1)の有形固定資産、こちらにつきましては、イの土地の原価額にロの建物からへの工具、器具及び備品まではそれぞれの原価額から減価償却累計額を減じた額、あと、トの建設管理勘定の額までで合計80億9,673万496円となります。

(2)の無形固定資産はございませんので、固定資産の合計は80億9,673万496円となります。2の流動資産につきましては、(1)現金預金、(2)未収金、(4)貯蔵品、(5)仮払金、(6)前払金により合計で14億2,489万3,212円となります。

以上によりまして、資産合計は95億2,162万3,708円となります。

10ページにお移り願います。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債につきましては、(1)引当金、イの修繕引当金で5,860万円、4の流動負債につきましては、(1)未払金に(2)前受金、(3)預り金により、合計2億427万2,663円、以上により負債合計は2億6,287万2,663円となります。

続いて、資本の部でございます。

5の資本金につきましては、(1)の自己資本金の計38億6,830万437円と(2)の仕入

れ借入資本金である企業債の4億4,564万2,475円によりまして、資本金の合計は43億1,394万2,948円となります。(6)の剰余金につきましては、(1)の資本剰余金の計37億8,495万6,662円と(2)の利益剰余金の計11億5,985万1,435円によりまして、合計で、下から3行目の49億4,480万8,097円となります。次の資本合計は、資本金合計と剰余金合計によりまして92億5,875万1,045円となります。

以上によりまして、負債資本合計は負債合計の2億6,287万2,663円と資本合計の92億5,875万1,045円によりまして95億2,162万3,708円となり、右の前ページ、9ページの資産合計の額と同額となるものでございます。

あと、18ページ以降につきましては決算附属資料といたしまして、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書等を掲載してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長(有泉庸一郎君) ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

清水委員。

○委員(清水正二君) 1点教えてもらえますか。

決算参考資料の4ページの減価償却費なんですけれども、資産減耗費というのがあるんですけれども、これ予算現額とかなり違うんですけれども、これはどういうふうなあれなんだろうかね、ちょっと。

○委員長(有泉庸一郎君) 二宮係長。

○上水道総務係長(二宮 仁君) お答えいたします。

資産減耗費、これが予算現額に比べて支出額がかなり大きくなっておりませんが、これは、実際に工事なんかを行っていく際に、今まで入っていた管を取りかえたりする工事が起きます。これが下水絡みの工事が多くなりますが、その際に割かし新しい資産価値が多いものが下水工事の関係で切り回しをしなければならぬとかということが起きてきます。そのために、ちょっと当初の予算額とは実際のところの支出が多くなってしまっているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 清水委員。

○委員（清水正二君） すみません、確認ですけれども、古い管から新しい管になったという  
ことで、資産の価値がそれだけ出てきて、この償却資産がふえたという形ですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 二宮係長。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 減価償却と、それから資産減耗という関係になりますと、  
そんなふうな考え方でよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（有泉庸一郎君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 水道会計の決算書の中の14ページの量水器取り付けの概況で、取り  
かえが75ミリというところが2件あるんですが、これはどういったところが75ミリか。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田課長。

○上水道課長（花田茂美君） すみません、後刻ご報告のほうをさせていただきたいと思いま  
す。恐縮です。

○委員長（有泉庸一郎君） いいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかりました。

その下の漏水修理の本管22件というのがあるんですが、これは大体古いところがという  
漏水ということなんですが、何年ぐらいのところからの漏水なのか教えてください、本管な  
ので。

○委員長（有泉庸一郎君） 水川係長。

○施設管理係長（水川良一君） 申しわけありません、細かい年度はわかりませんが、かなり  
古い管がある日突然ぽかんと割れてしまうと。30年経過ぐらいに当たるのではないかと思  
います。

○委員長（有泉庸一郎君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと調べていただいて、何年につくったものが何件というふうに

教えてもらいたいと思います。22件の内訳を年度別に。

○委員長（有泉庸一郎君） 後日報告してください。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 説明書の3ページの1番の原水浄水費のところでは新水源予備調査委託というのがあるんですが、予算では100万ぐらいだったんですけども、それが200万になっているので、これ何か双葉のところだったと思うんで、予定は。これはどういうふうに、水源はどうになりましたですかね。見つかったですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田課長。

○上水道課長（花田茂美君） お答えします。

確かに当初予算については1カ所の双葉地区における新水源予定地ということで、大袋地区の予備調査を実施しました。しかしながら、その調査、電気探査等を行ったところですが、適正な揚水量、こちらにつきましては、当初は日量1,800トンを目安としていたところですが、適正揚水量というものが調査結果では350から700ということで、大変見込み数を大きく下回ってしまったというようなことで、当初双葉地区において新しい井戸を設置したいというのは、ご存じのとおり双葉地区の井戸がほとんどが規模が小さいと。それで将来的な維持経費等を考える中で統廃合を現行の水道ビジョンの中でしていきたいということで、今申し上げました大袋地区について新しい水源の調査を行ったところですが、結果がそういう結果であったということをもちまして、急遽あと1カ所、塩崎地区についても水源の調査を、これが笠石の水源から水を持ってきて引いている給水区域なんですけど、そういうことの中で、じゃ、同じ水系の中でということで、志田地区にも調査を、電気調査、簡易の調査をしたところなんですけど、そちらのほうもですね、今申し上げたように適正水量というものが350から700だろうという電気探査で結果しか、その水量が得られなかったという形の中で、実際のところはですね、今後になりますので、ちょうど時期的にも第2期の水道ビジョンの中でも検討を十分していかなければならないということで、現在そんな形の中で検討をさせてもらっているという状況でございます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 6ページの資本的支出の中の改良工事費の中で、基幹管路耐震化工事、これが24%という話がありましたね、これをやって、24年度。これについての計画というか、一応これをやらなければならないですよ。どういうふうになっていますかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 三井係長。

○工務係長（三井 浩君） 基幹管路の耐震化につきましてお答えいたします。

水道ビジョンに規定しております基幹管路の耐震化の整備計画は、1万5,655メートルです。平成24年度中に基幹管路の5工区施工により、911.5メートル、あと、布設がえ工事として、重要管路として3工区614.8メートル、合計1,526.3メートルの耐震化の施工ができました。延べ3,840メートル完了のため、耐震化率24.5%になるわけですが、残り1万1,815メートルになります。

現在の計画は、ルネサス閉鎖の問題に伴います減収の課題がありますので、水道ビジョンの最終年度であります平成27年度には耐震化率70%を目標に計画の見直しを進めているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 時間も過ぎていきますので、簡単に2点ほどお聞きしますが、3ページの塩川ダムの受水費が3,600万円ほどかかっていますが、これは内訳を教えてくださいか。例えばどのくらいの水をいただいて。

○委員長（有泉庸一郎君） 二宮係長。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 塩川ダムの受水費の関係ですが、基本料金として、日量950立米、これのあと月数、立米当たり消費税込みで105円という形で料金のほうが決まっております。総使用水量としましては34万5,107立米ということになっております。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 34万5,000というようなたくさんの水を受水しているわけですが、これは全て収益というか、有効、いわゆる売ったほうの水として使われたわけですか。

○委員長（有泉庸一郎君） 花田課長。

○上水道課長（花田茂美君） そのとおりでございます。

○委員長（有泉庸一郎君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。

それじゃもう1点、その下に業務及び総係費で水道審議会の運営経費が155万8,000円かかっていますが、金額的に割かし多い金額ですが、内訳はどの程度、どんなようなことにかかったのでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 二宮係長。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 水道審議会の運営経費ですが、こちらのほうは平成24年12月26日に審議会のほうを立ち上げまして、平成25年2月28日まで計5回審議のほうを開いていただいています。その中で、委員さんを15人選任させていただいています。そちらの委員さんの報酬、これが19万3,250円になります。それから、当然使用水量の見込みとか給水人口、それから世帯数等の推計をしなければいけませんので、その辺のところでは支援業務の委託をお願いしてございます。そちらのほうは136万5,000円で支援の委託を受けております。

以上です。

○委員（米山 昇君） わかりました。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 企業債の繰上償還については、平成24年度あったんでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 二宮係長。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 企業債の繰上償還、24年度には実施しておりません。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、今からも繰上償還はないというふうなことでよろしいですかね。

○委員長（有泉庸一郎君） 二宮係長。

○上水道総務係長（二宮 仁君） 繰上償還するには、うちのほうの資本費とかそれらの規定がございまして、私どもはその規定に適用ができない状態です。ですので、今のルールですと繰上償還はできないということになります。

以上です。

○委員長（有泉庸一郎君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう1個、別件ですが、アスベスト管、いわゆる石綿管については、予算のときには70メートルくらい残っているということでしたけれども、24年度アスベスト管の布設がえ工事は完了ということでもよろしいでしょうか。

○委員長（有泉庸一郎君） 三井係長。

○工務係長（三井 浩君） 石綿セメント管の未回収部分につきましては367.8メートル現在残っております。それで、箇所と言うと3カ所になるわけですがけれども、冷間住宅地内に関しましては、建設課予算による開発計画が現在進んでおりまして、平成25年度と26年度、2年度にかけまして合計199メートルの除去の完了ができる予定でおります。

また、私有地に入っております石綿管なんですが、篠原地内と富竹新田地内にあるんですけれども、個人名義地内の110.9メートルございます。その中で、施行同意の関係でこれまで工事がおくれてまいりましたが、再度交渉することによって今回同意が得られておりますので、9月補正予算において平成25年度工事として撤去し、布設がえを完了する予定です。

3番目には、国道52号線地内に57.9メートル残っております。国道改良工事との同時施工を考えておったんですけれども、ことしの8月9日に国土交通省を訪問、確認したところ、改良工事の時期にめどが立たないという回答をいただいておりますので、市単独により工事実施をしてみたいと考えております。ただ、工事時期につきましては、国土交通省の国道占用者会議というのがありまして、計画をいろんな業者が持ち寄ってスムーズに工事が行われるようにする会議があるんですけれども、その平成26年度分の事業受け付けを既に締め切っているために、来年6月にあります会議に提出することによって、平成27年度の撤去及び布設がえ工事を予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（有泉庸一郎君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託された認定第13号 平成24年度甲斐市水道事業会計予算について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（有泉庸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

各委員におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査、まことにご苦労さまでした。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時25分